

令和3年第4回太子町議会定例会（第494回町議会）会議録（第4日）

令和3年9月24日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議長辞職の件
- 3 同意第9号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 4 同意第10号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 5 議案第44号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第45号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第46号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第47号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 議案第53号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 10 認定第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和2年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 11 認定第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 15 認定第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 16 認定第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議長辞職の件
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 議席の変更
- 追加日程第3 議長の常任委員の辞任
- 追加日程第4 常任委員の選任
- 3 同意第9号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第5 決議案第1号 服部千秋町長に対する町長辞職勧告決議
- 4 同意第10号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 5 議案第44号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第45号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定について

- 7 議案第46号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第47号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 議案第53号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)
- 10 認定第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(令和2年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 11 認定第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 認定第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 14 認定第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 15 認定第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 16 認定第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	上山隆弘
7番	中藪清志	8番	堀卓史
9番	首藤佳隆	10番	清原良典
11番	中島貞次	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	玉田正典

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	清水美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	栗岡正則	財政課長	佐々木信人

(開議 午前10時01分)

○議長(玉田正典) 皆さんおはようございます。

令和3年第4回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回大

子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（玉田正典） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案3件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時01分）

（再開 午前10時02分）

○副議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議長辞職の件

○副議長（藤澤元之介） 日程第2、議長辞職の件を議題とします。

今月1日、玉田正典議長より本日24日付で議長を辞職したいとの願いが提出されております。お諮りします。

玉田正典議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、玉田正典議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時03分）

（再開 午前10時03分）

○副議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職を許可された玉田正典議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

玉田正典議員、演壇へどうぞ。

○玉田正典議員 5月14日付で議長の職を拝命させていただきましたけれども、一身上の都合で本日付をもちまして議長の職を辞したい、辞するということになりました。この間、いろいろ議員の皆様、当局の皆様につきましては御支援、御協力いただきまして本当にありがとうございました。今後は議員の一人として、またいろいろお世話になると思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○副議長（藤澤元之介） 玉田正典議員の挨拶は終わりました。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加

日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議長選挙

○副議長（藤澤元之介） 追加日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に中島貞次議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中島貞次議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中島貞次議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中島貞次議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

中島貞次議員、御挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

○議長（中島貞次） ただいま議長に指名いただき、また議員各位の協力により議長当選人となりました。誠にありがとうございました。本日より議長の重責を果たすため、全力で仕事に邁進してまいります。議員各位におかれましては、今後とも太子町議会のますますの発展のため、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単措辞ではございますが、挨拶とさせていただきます。

以上です。

○副議長（藤澤元之介） 中島貞次議長の挨拶は終わりました。

中島貞次議長、議長席にお着きください。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時09分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程

第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 議席の変更

○議長（中島貞次） 追加日程第2、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長（森 文彰） 議席番号6番上山隆弘議員を7番へ、議席番号7番中藪清志議員を8番へ、議席番号8番堀卓史議員を9番へ、議席番号9番首藤佳隆議員を10番へ、議席番号10番清原良典議員を11番へ、議席番号11番中島貞次議員を14番へ、議席番号14番玉田正典議員を6番へ。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会よりお着き願います。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時11分）

（再開 午前10時12分）

○副議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議長より常任委員を辞任したいとの申出がありましたので、議長の常任委員の辞任を追加日程とし、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第3 議長の常任委員の辞任

○副議長（藤澤元之介） 追加日程第3、議長の常任委員の辞任の件を議題とします。

中島貞次議長から議長就任によって常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、中島貞次議長の常任委員辞任を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時13分）

（再開 午前10時14分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議長の常任委員の辞任に伴い、常任委員の選任を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、常任委員の選任を日程に追加し、追加

日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 常任委員の選任

○議長（中島貞次） 追加日程第4、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいま欠員となりました福祉文教常任委員会委員に玉田正典議員を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、ただいま欠員となりました福祉文教常任委員会委員に玉田正典議員を選任することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 同意第9号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次） 日程第3、同意第9号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

（上山隆弘議員「議長、動議」の声あり）

上山隆弘議員、発言をどうぞ。

○上山隆弘議員 先ほど全員協議会において、町長及び教育長の双方に関わる議会が出した要望書に対する説明をいただけるものと思っておりましたが、その段には至らず、誠に審議のしにくい人事同意案件となっておろうかと感じます。このような状況で判断するのは非常に難しく、この人事同意案件は取り上げるべきでないというふうに考えますが、皆さんはいかが思われますでしょうか。また、予算委員会の町内部での協議がなされていない状況での議会上程案件と同じであると。全く変化のないような状況ではいけないというふうに思います。このような状況で議会が対応することはなかなか難しい、不可能ではないかと思っておりますので検討のため休憩をお願いしたいと思います。

○議長（中島貞次） ただいま上山議員から休憩することの動議が提出されました。この動議に賛成の方はございますか。

（「賛成」の声あり）

この動議は賛成者がおりますので成立いたしました。お諮りします。

この動議のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時16分）

（再開 午後1時00分）

○議長（中島貞次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第9号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の教育長沖汐守彦氏の任期が本年9月30日付をもって満了し、退任することに伴い、新たに榑野正樹氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

楢野氏の経歴は参考資料のとおりであります。阪神・淡路大震災当時、楢野氏は西宮市立鳴尾中学校に勤務されておられましたが、自身も被災される中、避難所業務に携わられた経験や、平成17年4月から文部科学省派遣教諭として南アフリカ共和国ヨハネスブルグ日本人学校教諭として4年間赴任された経験による思考の多面性や、これらの経験に基づいたそれぞれの立場による考え方の違いを踏まえた相手に寄り添う対応力などをお持ちの方で、教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。なお、任期は令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3か年です。よろしく御審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（中島貞次） 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 今回の教育長を選出するに当たって、楢野正樹さんを選任された理由と選任に対しての経緯についてお答えいただきたいのですが。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 楢野氏との面談の中でも副町長と共通理解した部分としまして、楢野氏の教育行政に対する熱意、協調性はもちろんのこと、阪神・淡路大震災で自身も被災される中、避難所業務に携わられた経験、海外勤務経験による思考の多面性や、これらの経験に基づいたそれぞれの立場による考え方の違いを踏まえた相手に寄り添う対応などでございます。沖汐教育長をはじめとするこれまでの教育長が築いてくださった実績の上に太子町出身、お住まいであり、また他地区の状況も理解されており、さらには多種多様な楢野氏の御経験を太子町に還元していただくことは、今後も続くであろう未曾有のコロナ禍における新たな日常を共に考えていく教育長として適任であると確信しているところでございます。

以上です。

（長谷川正信議員「経緯のほうは言われてないのですけれど」の声あり）

○議長（中島貞次） 経緯の説明をお願いします。

（「自分でやったんやったら、自分で分かるやろう、頼みますよ」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午後1時05分）

（再開 午後1時05分）

○議長（中島貞次） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） これまでの議会からのいろんな御意見を待っていた、終わった後、フラットな状態で検討させていただいて、この方をお願いしようということで上げさせていただきました。その折には副町長も同席して、本人と面談をさせていただいています。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 2回目に入りますけれど、このことについてはまたいろんな方から質疑があ

ると思いますのでよろしく願いいたします。

2回目の質疑に入ります。

楢野さんは姫路市の中学校で校長先生を、今現在は加西市の中学校で臨時講師をされておりますが、今後太子町及び揖龍地区での先生間の関係とか、学校間での現場感覚とかは違うと思えます。このあたりを一番心配しています。どう感じてもらっしゃるのか、答弁を願います。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えを申し上げます。

その点につきましては、楢野氏ともお話をいたしました。人事という部分においては、たつの市教育長と学校のこと、教育のことなどを相談できる、している間柄であると聞いております。今後円滑に、そして効果的な体制を構築できますよう町事務局内での引継ぎ、学校現場という意味では指導主事や校長経験のおありになる職員の方々にも御協力いただき、たつの市などとも緊密に連携しながら、太子町教育行政の発展のため、全力を尽くす覚悟であることを確認しております。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 最後の質疑に入ります。

町長とタッグを組んで太子町の子供たちの未来に向けて進んでいくわけですが、この先どのように太子町の教育環境を進めていくのか、教育に対する理念についてどのように話し合われていたのか説明を求めます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 詳細は皆様に御同意をいただいてから教育委員会部局も含めて協議することになりますが、第6次太子町総合計画に掲げる子供たちの健全育成の推進に向け、基本政策である学び成長するまち（子育て・教育）を基礎とし、コロナ下においては自分で考える力、困難に適応、対応する力、そして想像する力を育むことができるよう各種支援やサービスの充実とともに、小・中学校等における教育環境や教育の質の向上などに取り組む必要があるということをご共有しております。また、一層の連携を図るべく町長、副町長、教育長で月1回行っております三役会議について——現在副町長とは毎日打合せをしておりますけれども——例えば週1回の実施とするなど、これまで以上に緊密に町全体として連携、協力し、コミュニケーションを図りながら町政運営を進めてまいりたいと思っております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありますか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 2点だけお伺いをしたいと思います。

このたび楢野氏が加西市立加西中学校の臨時講師を最後に、こちらのほうに教育長としてということで今議案が上がっております。その中でいろいろと、全員協議会の中でもあったんですけども、円満退職が本当にできるのか。それと手続上、いろいろなタイムラグの中、それぞれ教育委員会部局と町長部局、ちょっと食い違いがあるようなことも見受けられますけれども、実際に手続上の手順としてはプロとして妥当だったのか、それについてが1点。

それと、法律に抵触しているのではないかと。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に照らし合わせると加西市教育委員会の職務権限を全く無視したもので、独立性を軽視したと考えるというふうなことも言われてる文面がございました。この点について、法律的に問題がないと言い切れるのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） おとといに加西市の教育長と私がじかにお話をさせていただく中で、こ

の手續についてこちらのほうの取り組みが遅かったということは、これは事実でございます。そういう状況なんです、今慌てて手續はどんどん進めているということで、最終的には後任の人事、植野先生の後の方についてももうめどが立っていて、実際面接をして採用するかどうかというところも含めて粛々と進めていきますというお答えはいただいております。

それと、法的な問題なんです、確かに私どものほうで落ち度があったというのは否めないと思いますが、最終的に向こうの教育長も、これはいろんな複雑な思いがございましたけれども、加西市教育委員会の中から太子町の教育長に出されるということは非常に喜ばしいというか、祝福してお送りさせていただくというようなことをおっしゃっておられましたので、もしこれが非常に重大な問題で、これは加西市教育委員会としては到底認められないということであれば、そのような発言はなかったのかなというふうに理解しておる次第です。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 何点か質疑させていただきます。

先ほどの井村議員の質問にもありましたが、参考資料の経歴によりますと、臨時講師ということで加西市立加西中学校ということで、先ほど全員協議会の場で受け持っている科目が美術という話が出ておりましたが、それで間違いはないかどうか。美術とか、家庭科とか、音楽とかになりますと、後任を探すといってもかなり苦労するという話を聞いておりますが、先ほどめどがついてという話は立っていますが、加西市の子供たちが10月以降、授業を受けられないといったことはないと考えてよろしいかどうか、再度確認いたします。

2点目です。教育長が9月22日付で出しました太教管理第766号によりますと、9月16日の段階で加西市教育長が太子町から全く聞いていないし知らない人事案件であるというふうに回答したと書いてますが、これは教育長と町長に伺いますけれど、この9月16日の時点で加西市の教育長に連絡されていなかったというのは事実でよろしいですか。それから、加西中学校の管理職も知らなかったという記載もありますが、これも事実であるかどうか。さらに、任務予定者は継続の人事通知書が県教育委員会から届いているという状態ということで、8月の段階で本人から恐らく継続の意思が示されたものと思われませんが、これはいつの時点までの話であったのか、以上が2点目です。

3点目です。同じく太教管理第766号によりますと、9月13日には副町長が本人事案件についての履歴書を教育長に渡したという話ですが、任命予定者にオファーを出したのは先ほどの話では9月4、5日に面接をしたということで、オファーを出したのはこの日ということですか。当人がこれを受け入れたのは何日のことかということをお聞きします。

それから次に、4点目ですけれど、太子町議会が8月31日付で出した要望書3項目のうち、「町長と教育長、教育委員会は誠意ある対話により関係改善を構築し、相互理解の上、教育行政を担うこと」という1番目の項目と、3番目、「町長と教育長は今回の事態を解消させて、原因と経過に関する説明責任を果たし、町民への信頼回復に努めること」、これらは教育長、町長双方に要望したのですが、それぞれの立場から、あるいは今日の全員協議会の様子を見てみますと、これは現時点で履行されていないという結論でよろしいですか。全員協議会でも聞きましたが、再度確認いたします。

5点目です。私は正直現教育長を再任する人事案を上程してくるのではないかと考えておりましたが、違う人物を出してきたということでありますから、この9月30日を最後にこの問題の一方の当事者である沖汐教育長は去ることになります。ということは、議会の要望書に記した事項は、ついに未来永劫履行されないということになりますが、議会からの要望を無視したという形

になったと、そう理解してよろしいですか。また、問題が短期間で解決するのは難しいとは思いましたので、そういった場合に現教育長を再任するという選択は考えなかったのですか。

以上です。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうから関係の部分だけお答えをさせていただきます。

9月16日に、そういう電話をしたときにそういう話でしたので、確認で9月21日に加西市の教育長にお会いさせていただきました。その中で、9月16日段階では、私が朝電話した段階では教育長は全く知られていない、校長先生にそういうことがあるのかと聞いたら、校長先生も知らない、校長先生が御本人を呼んでお話をすると、「いや、そういう話はあるのです」と、「極秘ということでしゃべらないということに今なっていたのです」というようなことの回答はいただきました。

2点目、8月31日の要望書を踏まえて、私どもは今後お互いに誠意を持って対応する、あるいは会話をする、そういう今後についてはお互いに、今後やからそういうふうにならなうねということで確認ができております。9月7日の段階です。ただし、これまでの今回混乱が起きている原因、経過、説明責任の部分については双方の案分の差が大きくて埋まっていないと。9月7日の話合いの段階でも、これを今後調整しようということで継続審議になっております。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。数が多かったので抜けていたら、またおっしゃっていただいて、そのときはお計らいをお願いします、議長。

まず1点目、臨時講師、美術であると聞いております。それから、後任を探せていると聞いています。

それから、2点目、9月16日に私のほうは檜野氏から学校長に話したというふうに聞いています。その前後関係につきましては、今教育長が言われたこと自体は本人には確認しておりません。ただ、私が確認した内容だけでいいますと、16日に勤務校の校長先生に話されました。それ以前にも話すことは——全員協議会でも申しましたが——試みられましたが、9月13日は学校の振替のお休みであり、翌々日は他の学校内のことがあり行き違いになり、話せなかったということ聞いております。

それから、3点目につきましては、いつオファーをしたのかということでございますが、これまで議会からいろいろと出ていましたので、それより前に「あなたお願いします」と、そういうようなことは言っておりません。手順を踏んで、教育長に言った日と同じ日に申し入れております。しかしながら、人事のことをなかなか急には、その段階から上程までの時間は非常に限られておりますので、誰がいいだろうかといったことについては思いを巡らせていきましたし、本人ともお話をさせていただいてきていたということでございます。

それから、4点目、双方への要望について、それが履行されていないかということでございますが、本日この時点におきましてはまだ——これまで全員協議会でも御説明申し上げましたけれども、こちら側としましては教育委員会と複数回話を重ね、合意した文書をもって回答しようと努力してはございましたができておりませんので、今はできているかと言われましたら、この時点ではできておりません。

それから、5点目です。今出原議員は同じ人物を、つまり沖汐氏を上げることが議会の要望だということを言われていて、これが無視ではないかという御発言、御質疑でございましたけれど

も。

(「違いますやんか」「そんなこと言うてないやん」の声あり)

もし違ってたら訂正してください。

(出原賢治議員「訂正していいですか」の声あり)

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時23分)

(再開 午後1時24分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) 失礼をいたしました。まだ、私としては最後まで合意できるように努力をしたいと思っております。

○議長(中島貞次) ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 加西市教育委員会のほうから事前の連絡協議がない中で人事が進められたから問題があると言われてます。これに対して、太子町としてはどのようにこれを対処するのですか。もうこのまま言われっ放しで放っておくのですか、その辺お答えいただきたいことと、それから2点目、こういう加西市に対して大きな迷惑をかけた人物だと私は過程から思いますが、太子町にとってそういう人が教育長に就任するということは大きなマイナスになると思いますが、これをプラスするぐらい、予定者はスーパーマン的能力があるとはとても思えないのですが、本人は教育長に就任したら太子町の教育をどのようにすると言われてしているのか。今いろんな問題がたくさんあるのに、連続性が失われないかというようなことも非常に危惧してます。

それから、町長は現在教育長に対して慰留するとかということを経済の中で随分答弁されておりますけれども、9月以降、初めから沖汐教育長に引き続き就任してもらう意思がなかったのですよね。それであれば、議会をだましたことになりませんが、ここでそのことを訂正していただきたいと思いますが、町長の心が変わった経緯を説明してほしい。

それから、太子町議会が出した要望書、我々からすれば完全に無視しているということになりますが、これについて出原議員も聞かれておりましたけれども、再度お伺いいたします。

先ほど長谷川議員が質問したことについて、この檜野さんを選んだ経緯について、もうちょっと分かるように説明してください。とてもやないけれど、今の答弁では私はちょっと理解できません。

それから、もしこの人事案件が否決された場合は教育長の席が空席になってしまいますが、その原因は町長がつくったことになるとは思いますが、全ての責任は町長にあるということについては確認してもらえますか。

以上です。

○議長(中島貞次) 副町長。

○副町長(杉原勝由) 加西市のほうは直接私が出向いて、それで御迷惑をおかけしているということもいろいろお聞きしまして、これは大変な御迷惑をかけているという部分については非常に私は謝罪をさせていただきました。と同時に、今後については加西市教育委員会のほうで粛々と進めるから、これ以上は加西市教育委員会には迷惑をかけないように太子町のことは太子町でちゃんとやってくださいということをはっきりと言われたというところでございます。

○議長(中島貞次) 教育長。

○教育長(沖汐守彦) 1点目の連絡協議、問題がないということで教育委員会とどういう対応

をするのかということですが、教育委員会における人事というのはそれぞれの教育委員会が責任を持って権限として法的根拠は位置づけられています。今回は、太子町以外の市の先生の人事に関する案件でありました。だから、私どもが教育長とじかにお会いしたときに、この文言はきちっと入れてほしいということで入れさせていただいたのが、事前の連絡、協議がない中で人事が進められたことは問題です。これは、あくまでもこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に抵触する案件だろうと私は思っています。そのため、太子町教育委員会は今回この人事には関与していませんけれども、教育委員会としてそういうことが起きたことは非常に申し訳ないということで謝罪をきちっとさせていただきました。それで、今回もこういう経緯に問題がある——人物はすばらしい人だと思います、町長がおっしゃるように。ただ、選出経緯に問題があるのではないかとということで慎重に対応していただきたいということで意見書を出し、加西市にもお伺いしてきちっと謝罪をさせていただいたということでもあります。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。複数の御質問がありましたので、もし抜けていたら、また議長、御配慮をお願いします。

まず1点目、私もメモをさっと思っただけなので抜けていたらお許しください。スーパーマンかどうか分かりませんが、プラスの面もかなりありますので、先方の加西市教育委員会からも送り出すことについては喜んでくださっておりますのでプラスするぐらいの人物であり、またそれに向けて互いに協議、協力しながら進めていきたいと思っております。

2点目、町長と協議しながら協力して進めていく思いで、互いにそのように思っておりますのでよろしくをお願いします。

3点目、慰留ということをおっしゃったと思いますけれども、もともと沖汐氏は任期の途中で辞めるということをおっしゃいました。私のほうは任期途中でお辞めいただかないように、そのことについても慰留を現在の教育長にもお話をさせてきていただいております。その10月以降のことについては何も触れてきておりませんし、どういうポジションでも任期というものはありますので、議会をだましておりません。

それから、次の点は要望を無視しているのではないかとということだったと思うのですが、無視しておりません、最大限努力してまいっています。

それから、選んだ経緯につきましてですが、相手様がありますので具体的なことはなかなか申し上げにくいところがございますけれども、複数の方から今回の、今こういうふうな状態に本町がなっている、また私と教育委員会との間でなっている状況についても知っておられましたし、御説明をし、またそれを共に解決していただくお気持ちも確認しながら時間をかけてお話をさせていただいて、副町長とともにお会いし、この方がいいだろうということを最終的に決めたということでございます。それで、もし、これが否決になったら、全ての原因は町長にあるのかという御質問だったかと思いますが、私としてはぜひともこれを可決していただき、任期が新しく始まる教育長とともに町民の皆様のために精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 答えてもらってないことをもう一回、1つずつ確認しますけれども、一番後からいきますと、その責任は町長にあるのかということについては、あるかないかだけで答えてくれたらええのに、そんなに長々と答えてもらわなくてもええのですけれども。

それから、議会が出した要望書を全く無視しているということに対して、努力してきたと言われてますけれど、努力してきてできなかったら能力がなかったということになるんじゃないですか。その能力がないんやったら、私が一般質問のときに言ったように、なぜ間に人を立てて、そういうことをやらなかったのですか、意味がよく分かりません。

それから、教育長の慰留について、それはもう初めから、9月まで慰留して10月以降はもう就任しないということをそのときに決めとったというふうを取っていいのですか。

それだけ再度、聞かせてもらいます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず1点目、全ての責任は町長にあるのかということですが、全て何も私は逃げるつもりはありません。しかし、あるのかないのかと言えばありますけれども、しかしコミュニケーションをいろいろ取りながら進めてきているということですので、それは今回の合意がまだできていない……。一昨日、一方的に教育委員会のほうから出された。それまでこちらは努力をしてまいりました。ですので、それは私は町長でございますから責任があるのかないのかと言えば、私に責任があります。しかし、いろんな複層的なこと、相手のこともある中で進めているということを御理解いただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、無視していません。無視していないのに無視したとそちらはおっしゃいますけれども、こちらは無視しておりませんので精いっぱい議会から言われることに努めて、またその福祉文教常任委員会での調査、時間をかなり要されましたけれども、それを待っていて、その後、行動を取ってきているので、人事をこの方にとお願いするのも、その後正式にこの方というふうにしておりますので、無視はしておりませんので、それは御理解いただきたいと思います。

それから、3点目の9月まで——もともと私は大分前から今期でと思っておりました。しかし、いろんなこの流れの中で、また9月に教育長とも町長室でお話しした中、その中でリセットするということをおっしゃいましたので、その段階で、さて、どの人にさせていただくか、お願いするかということフラットな状態にして、絶対に今の教育長がないという前提ではなく、先ほどから申しております榎野氏のいいところ、またいろいろ混乱を一刻も早く解消していかなければいけないことなどをトータルで総合的に判断した中で、私としましては現教育長でなくて榎野氏にお願いしたいという結論をいたしました。そして、その過程については副町長ともよく相談をしながら進めてきておまして、その経緯については副町長もよく知っているところでございます。

以上です。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 私のほうから何点かさせていただきます。

まず、先ほどどなたかの質疑の中でたつの市との関係がどうかというところで、たつの市の教育長とも面識があって、先生間のやり取りとかというところも内部に校長出身の方が職員としていらっしゃるので、そういう方の手を借りながらといったところだったのですけれど、ちょっと疑問に思うのが——どなたを教育長に上げてこられても、それは当然いいのですけれど——内部にそういう揖龍地区のこの教育業界に精通した方がいらっしゃるのであれば、そういう方にお声がけをまずされたのかどうかというのはお聞きしたいなということ。

続きまして、2点目が前教育長は任期途中で沖汐教育長に代わられて、現沖汐教育長も任期途中での実際は辞意表明ということで、あとは監査委員もつい先日1期でということ終えられて

ますけれど、行政は継続が大事だということで町長は御自身の政治活動の際にもおっしゃってますけれど、チラシに書いたりとかされてますけれど、振り返ってみると全く継続されていないのですが、今回のこの榎野氏には一体何期お務めいただく予定なのか、お考えをいただきたいなということですよ。

それから、3番目として小・中学校特別教室の空調設備、このあたりについて3月の予算委員会以降いろんな議論がありますけれども、この榎野氏については特別教室の空調設備の設置についてはどのような見識、見解をお持ちなのか。町長と同じように後回しにしてもいいというお考えなのか、それともつけるべきだというふうな、どういふふうなお考えをお持ちなのか、あるいはその辺をお話しされているのかどうか。

4番目が、これも先ほどありましたけれど、教育委員会の独立性という部分において法律に抵触するおそれがあるのではないかという指摘があったのですが、これは今後絶対にないと。相手があることだからあれなのでは、そういう大きなことにならないかということをお断言していただきたいのです。先ほど大丈夫だと思ふというような感じだったので、断言していただいて、もし問題が大きくなった場合に職を辞するぐらいの覚悟で町長、副町長は先ほど発言されたのかということを確認させていただいてよろしいですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。多くありましたので、もし抜けていたらまたおっしゃってください。

まず、たつの市との関係ということでございますが、そういう御質問が出るとおっしゃるので、榎野氏にたつの市との関係、現在横山氏がたつの市教育長をされていますけれども、その辺についてうまくやれるのかということについて確認いたしております。榎野氏からは、それはこれまでも話してきているし——これは今回の人事案件のことと違います、ほかのことについて話してきているし、お互いに知っておられる間柄でございますし、ちゃんとやれるということでございます。

それで、それに併せて今内部の人たちに声をかけなかったのかという御質問があったと思いますが、こういう状況の中で、混乱していて、実際に教育委員会の中で、それでは沖汐氏という状態になっている中で後を誰にお願いするか、非常にセンシティブな部分もあると思いますし、言葉がいいかどうか分かりませんが、簡単に「どうですか」「どうですか」というように声をかけるわけにもいきませんし、いろいろと熟考させていただいて考えに考えて受けていただけそうな方、現状のこういう状況の中でも受けて一緒にやって解決していこうと思われる方として複数の方を考え、最終的に榎野氏にお願いしたということでございます。コミュニケーションを榎野氏と十分私は取れる間柄、関係だと思っておりますので、取りながら進めていきたいと思っています。

そして、先ほど監査委員のことも言われましたが、監査委員はこの案件とはちょっとずれるのですが、監査委員につきましても慰留はお願いしましたが、御本人のほうから、「同じ視点だけでなく新しい視点から町のことを見てもらうということが重要であると思いますよ、ですからほかの人にしたらほうがいいですよ」ということでされました。できれば続けていただきたいと思っておりますけれども、御本人のお気持ちもそういうことでございましたので、残念ながら続けてということにはなりません。

それから、榎野氏に何期ということについては、何期お願いするとか、そういうお話は榎野氏にしておりません。また、もちろんできるものなら長く続けていただきたいと思いますが、任期というものほどのことにつきましてもそれぞれの任期がありますので、任期ごとに考えていくべ

きものだと思いますし、また相手様のお気持ちとか、そのときの様々な状況もあるという中で、何期榑野さんに今からお願いするつもりかということについては、この場でお答えすることができません。

それから次に、特別教室の空調について榑野氏の考えはどうかという御質疑でございますけれども、空調についてどのように思われますかということをお本人には聞いておりません。

それから、法律に抵触するしないの云々ですが、私としては法律に抵触しないようにやっているとつもりでございます。そして、最後におっしゃったのが、大きいことになることはないのかと、そのときは辞職覚悟でやるつもりかという御質疑だったかと思っておりますけれども、そのようなことにならないようにコミュニケーションを図りながらするつもりでございます。新たな教育長と話し合いをしていないからこうなるというようなことにならないように努力しますし、私自身そのようになれば、辞職することも覚悟した上で精いっぱい努力していきたいと思っております。今辞職すると断言するわけじゃございませんが、そういう覚悟でやりますので、これは榑野氏ともお話をしましたが、そういうことは今後ないというふうには思っておりますし、そういうふうなコミュニケーションを取りながら、お互いの言い分を話し合って、様々な事柄を実施していく強い覚悟を持っております。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 何かまるで現教育長とあまりコミュニケーションを取れていなかったような御発言で驚いているのですけれども、1つだけ最後に確認させていただくと、先ほど現教育長のほうから選定についての経緯に問題があるのではないかというような御発言もありましたけれど、そういうことがあってでもなお——今回のこの議案の上程についてはかなり大騒動に発展しているような状況でもありますので、その上で今回のこの人事を上げてこられたということについて、教育委員会との溝が埋まるどころか、むしろ開いてしまったのではないかなど危惧するのですけれど、それでもなおやっぱり今回この人事を強行して出してこられたということは、今の太子町にとっては今回のこの榑野氏が一番の適任者であると、そういう意思の表れだということだと思っております。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。

確かに選定の経緯について、時間ということについて、本当であればもっと前にといたしますか、時間的な余裕というか、時間的な幅を持って進めたいということはそう思いますし、そうしていたほうがもちろんよかったですと思います。一方で——何もこれを今議会の責任にするわけじゃないですが、それぞれもそれぞれの時間がかかっていろいろ調査されたり、いろんなことをされてきておりますので、それが終わってからこちらとしても動かなければ、それを待たずして、「あなた頼みます」とかということにしてしまうわけにもいきません。ですから、こちらとしては議会を尊重して行動を取っているということは御理解ください。しかし、時間的にこのように短くなっているということについて、またそのことに伴って御迷惑をかけている点についてはそのとおりであると思っておりますので、そういう部分はあると思っております。

しかし、それでもなお9月末で現在の教育長の任期が切れるわけでございます。私自身も本当にその議会からいただいた後も——これは副町長も知ってますけれども——悩みました。どうしたらいいのか、どちらにするのがいいのか、本当に悩んだ部分もあります。しかしながら、最終的には総合的に判断して榑野氏にお願いしようということを決めさせていただいた次第です。今松浦議員が言われましたが、いろんな人事、どの人事でもですけども、例えば私自身という人間に対してでもですが、誰も一番——じゃあ何がベストかということを見ると、いろいろいろん

なところがあると思います。しかしながら、互いに協力しながら、榎野氏と協力しながら、コミュニケーションを取りながら進めたいと思っておりますので、また教育委員会ともコミュニケーションを取りながら進めたいと思っておりますので、今副町長とコミュニケーションを頻繁に取っているように、教育委員会と毎日なんて、もしかしたら教育委員会もそれぞれ内部の打合せがあると思いますからできないのではないかと推測しますし、まだ提案も教育委員会にはしていませんが、新しい教育長とコミュニケーションを頻繁に取らせていただけてやりたい。これが現状においてベストなのかと言われましたが、ベストという日本語がいいのか、ベターという日本語がいいのかは言葉がなかなかあれですけれども、榎野氏をお願いして、ともに本町の教育について、教育長がトップでやっていただくわけですけれども、協力しながら進めていきたいと思っております。そして、特に予算のことでもめてきている部分がありますので、前もって新しい教育長と、また教育長以外と話をしながら、また私だけでなくそれぞれの該当の部署がありますので、そこでも事前によくすり合わせをしていただきながら、全部かなえることはできないかと思っておりますけれども、できる限り、ほかの部局のこともありますので、いろいろと調整をしながら最大限頑張ってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど1回目の質問で、今回の榎野さんに関していつオファーを受けられたのかという話で、少なくとも9月13日の段階では向こうの方も了承されたというふうなお答えだったと思います。全員協議会では、9月4日、5日の日に面談をされたと言ってたかと思っております。それが、先ほど確認させていただきましたが、9月16日の段階で加西市の教育長や学校当局も知らなかったということに関しては、これは順序としては先にそういったことは話を通した上で、そのオファーをアクセプトするべきではないかと私は考えます。そう考えますと、この榎野さん、そういった常識が本当にあるのかどうかということは非常に疑問に思うのですが、その点についてどう考えるかということをお質問いたします。これが1点目です。

2点目ですが、先ほど「もう9月30日には一方の当事者がいなくなるから、この問題というのは解決できないということでもよろしいですね」といった質問に対して、「いや、今から30日まであるから努力します」とおっしゃいましたが、そういったことはこの議案が出るまでにやるのが常識ではないですか。

（「そのとおり」の声あり）

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、9月13日にお願いした云々の件でございますけれども、9月4日、5日にお会いしたときにも、あなたで絶対お願いするという言い方はしておりません。それは副町長も同席をしておられましたので、そのとおりなのですけれども、いろいろ考えを聞かせていただいて、最終的にいろんな協議を、その後教育委員会との協議もございましたので、教育委員会の言い分を聞かないうちにこうするああするとかも言えませんが、その会議のことも埋まっていて、それも含めてフラットな状態にして考えました。時間的に余裕がなかったのは事実でございます。ということで、13日に現教育長にも、また榎野氏にもこういうことだというお話をさせていただいているということでございます。

それから、この教育委員会と私との問題に向けての解決というのは、もちろん今言われましたように現教育長とのこともあります。何もへ理屈ではなくて、教育委員会全体とのこと、例えば先ほどもちょっと申しましたけれど、これからまた予算のこととかも役場内部で話をしていくわけでございます。新年度に向けてですけれども、そういった中で協議をします。いきなりカッ

トというのではなく、協議をすとか、そういったことについても含まれていますので、任期が終わられたからといって——その教育委員会という組織との関係改善ということでの部分もあるわけでございますので、もちろん9月末に向けてその合意書、既に教育長のほうから一方的に一昨日出されているのですが——私たちが知らないうちに出ているのですけれど——それもですし、できるものなら今も一緒に出せばいいと思っておりますし、全員協議会でも御説明しましたように、そのように努力をこちらとしては積み重ねてまいりました。ですので、この関係性につきまして、今言いましたように現教育長はもちろん、今後予算査定だけではございませんけれども、様々なことがあると思いますが、コミュニケーションを十分取りながら、私もまた私以外の職員もいろいろやり取りもしていただきながら、円滑にいくように努力をしまっている覚悟でございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 3度目になりますので最後になりますが、1点目の質問に答えていただけていません。1点目の質問は、本来でしたら受ける場合に受けるという意思表示をした9月13日の段階で、教育委員会や学校当局のほうにちゃんと話をしていないということに関してどう思うかということ。美術の先生ですが、先ほど後任はどうやら見つかりそうだという話で、結果オーライとしてはよかったと思えますが、もし万が一これが見つからなかった場合は、加西市の子供たちに対して大きな迷惑をかけるわけです。そんなことに対して一顧だにしない人を教育長として迎えてよろしいんですか、そういう思いがあるから私は聞いているのです。ですから、この点についてちゃんと教えてください。

それから、2点目の質問についてですが、私たちが出した要望書に関しては教育長、教育委員会とありますが、これは8月31日付の文書です。8月31日付の文書で教育長といえば沖汐さんのことであります。そこともうあと残り30日までに何かするとおっしゃられるかもしれませんが、今のこの段階でできてなかったということは、問題をしっかり解決できなかったということです。それでよろしいですね。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、1点目の9月13日に受ける意思のときに学校長にすぐ言わなかった、そのような人で大丈夫かという意味の——違ったら言ってください——そういう意味だったと思うのですけれど、全員協議会でも御説明申し上げましたが、13日は勤務の学校が休みでした。そして、14日、15日も御本人は校長先生と話をされようとしたそうですが、学校の中で何かがあったらしくて、その細かな内容までは私は聞いておりません。それで16日になったということの説明を受けておまして、そのことは全員協議会でも御説明したとおりです。そして、そういう中でこのたびは今議員がおっしゃった、先生が見つかりそうだからよかったものの、もしそういうことができなかつたら、そういうことを一顧だにせずというような、そういう人でいいのかという御質問だったと思うのですけれども、そういうことがないように檜野氏は動かされていて、また勤務校でも話をされていると私は伺っていますし、それもできるというふうに私も本人から聞いていますし、それは大丈夫であるというふうに聞いております。そういう美術の先生の知り合いも複数名おられるということは言われてました。ただ、結果論ですので、ではきちっとその日までに見つかるか、見つからないか、私は聞かれても、そのようなことのないように先方が行動も取られてきておりますし、そういう状況だと私は聞いておりますし、加西市の教育委員会のほうも喜んで送り出すと。ただ遅かったことについては御迷惑をかけているわけですが、そういう状況でありますので御理解いただきたいと思えます。

それから、最後に8月31日の要望書、今の教育長のときにおいてできなかったのかということ

でございますが、今日の時点においてまでは、何度も繰り返しになって恐縮ですけれども、これまで複数回この要望書のまとめの文書について、教育委員会との協議において、これも全員協議会で申し上げましたとおり、こちら側は副町長、教育委員会側は教育次長を中心として調整してもらったということを教育長もおっしゃってございましたし、そのように努めて努力してきましたが、最後になってそのようになってしまっているのです、そういう点からできなかったのかと言われたら、それはこの瞬間はできていないということになります。しかし、努力をしてきていることは間違いなく事実でございます。今日までにできていないということについては、なかなか本当に残念で申し訳ないと思いますけれども、最後まで努力に努めたいと思っているところでございます。

(出原賢治議員「休憩をお願いします」の声あり)

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時04分)

(再開 午後2時04分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

(出原賢治議員「それでも教育長にふさわしいかどうかですよ」の声あり)

暫時休憩します。

(休憩 午後2時05分)

(再開 午後2時05分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) アクセプトする前に話しているべきではなかったかということだということをおっしゃいましたが、まずこちらが本当に正式にあなたにお願いしますということをおそれより早い時点で言っていないのです、本当に。ですから、それまで言ってない、そういうことで言っておりますので、ですからそれまで今の教育長にもあなたは駄目ですなんて、そんなこと言ってないですよ。ですから、9月13日に初めて申し上げているので、それより前に仮定の話として、その先生が勤務校に自分自身は教育長になるかもしれんからとかということについては話せなかったのではないかと、あくまで推測ですが、私は推測いたしますし、されていないと思っています。正式にこちらがお願いしますと言わない限り、向こうも動けないということだったと私は思いますので、何もかばうとか、かばわないとか、そういうことでなく、楢野氏としてはそういう動きをするのは非常に難しかったと思います。御理解をいただきたいと思います。

(出原賢治議員「休憩をお願いします」の声あり)

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時06分)

(再開 午後2時07分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) 先ほどから申し上げておりますように、13日まで楢野氏自身も御自分が教育長候補になるという確証はございませんでしたので、それが分かってから動かれたということで、それでないと自分が候補者にならない可能性があるのに、私こうなりますと言えないと私は思います。

○議長(中島貞次) ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

**○上山隆弘議員** まず、この教育長の人事同意案件が上がるに当たり、9月30日で任期満了の沖汐教育長におかれましては、コロナ禍の大変な時期に、現場からも大変信頼が厚く、数多い課題を解消いただいたことに太子町の町民としても感謝を申し上げます。ありがとうございます。先ほどからの質疑においても、町長の答弁は全く賛成ができないような答弁しかないので、もう少しちゃんと答えていただきたいと思いますが、1つずつ分けてお聞きしますので、しっかりメモを取って対応いただきたいと思います。町長、これはもう無能なのか、人をばかにしているのか分からないような答弁です。

まず1点目、私は一般質問でも質問いたしましたけれども、和解なしの議案上程について——これは教育長にお聞きしたいと思います——どのようにお考えですか、これがまず1点。

2点目、沖汐教育長におかれましては、服部町長が任命をされたわけですが。当時の教育長の任命について、服部町長はどのような思いで沖汐教育長に任命を行ったのか。また、その流れにおいては町長が任命をするに当たって何を大切に任命をしているのか、どこを向いて考えているのか。まさかこの新しい教育長候補者においては同級生ということで、なあな価値観で任命をしておるのではないかという部分も含めて確認をさせていただきたいと思います。

3点目、沖汐教育長に辞めていただくという理由は何なのか。また、取り組み姿勢あるいは現教育委員会の取り組み姿勢に対して、どのように継続あるいは変更、そのあたりの協議がなされていたのか。副町長と協議をしたという答弁がありましたけれども、これはまさに教育委員会や教育長と答弁をなして、今の課題を明確にし、必要な教育長を指名するべきがあなたの任務です。ぼけたような答弁はやめていただきたい。

4点目、本会議の中では、なぜならあなたは教育長に対しても、先ほどの答弁の中にも若干ありましたが、引き続き沖汐さんをお願いしたいというようなことも述べておられます。それはこの任期までの段階だったのならば、それをはっきりもっと早く言えばよかったですし、答弁の中にも前から辞めていただこうと思っていたという言葉がありました。だったら、なぜ早く動いていないのですか。いずれにしても9月中頃に入って、加西市に迷惑をかけないとか、先方に迷惑をかけないとかということ副町長も含めておっしゃってますが、普通の地方自治体がやる態度じゃない。非常に先方に対して迷惑な状況であり、迷惑をかけているから迷惑をかけたくないという言葉は、発生しているのはあなたの態度から発生しているということを確認していただきたいというふうに思います。ですので、なぜそんな9月半ばからの話になったのか。自らの取り組み姿勢について思うところがあれば、再度述べていただきたいと思います。

5点目、任命した者に対してのその姿勢が人事に対する意識としてどのようにあるのかが見えてきません。確かに松浦議員の質問にもありましたように、継続した形で人が辞めていっている。あなたは後づけのような言い方をされるけれども、実際に本当に相談をして、向いて、先ほどの質疑の中にもあった答えとして、我々が教育長を選ぶに当たって一番大事にしなくてはいけないのが現場であり、子供たちの教育環境の充実です。それに対する答え、答弁が一言も今の段階で町長から聞けなかったことは非常に残念であります。そのような姿勢での教育長の任命について、私は町長の考えが浅はか過ぎて残念です。また、沖汐教育長とその課題に対する協議もなされていないような中で、どのような判断基準を持って榎野氏に、この人が一番だと決めた理由が全く見えてきません。含めて、回答をいただきたいと思います。

**○議長（中島貞次）** 町長。

**○町長（服部千秋）** 一度に複数の御質問なので、ちょっとなかなかメモを取ろうと努力したのですが、もし抜けていれば、また議長、御配慮をお願いしたいと思います。

まず、あなたは無能なのか、人をばかにしているのか、それから和解なしの議案上程は議案上程なしという言い方をされていますけれども、任期がございますので、時間の中で私たちは生きておりますから、何もばかにはしておりませんが、先ほどから申しましたように努力も積み重ねてまいりましたけれども、こちらは一方的に一昨日にああいう文書をホームページに上げられている状況になっています。ですので、1番目の御質問について、メモを一生懸命取ったのですが、どう答えたらいいのか。任期満了になっておりますので、こちらとしては人を選んで上げさせていただきます。

それから、2点目の沖汐氏を当時任命したいきさつということでございますが、今はいろいろと人事案件についていろんな御質問を私は受けておるわけですが、当時は、沖汐氏については、前教育長が何回どういうふうに接触されたのか、そういうところまでは僕は聞いていませんが、接触されたということは知っていて、受けていただくようにお話をされたものと思っています。また、ほかの方についても、細かいことは申し上げられませんが、当時前教育長がほかの方にもお話をされたりするなどの中で総合的に当時も沖汐氏でということをお前教育長が言ってこられました。当時といいますか、以前から——私も議員をしていましたが、議員の中には全員という意味でなくて、「太子町の人だったらいいのに」とか、あるいは町民も「太子町の人だったら」ということを私も聞いたことがございますので、沖汐氏は老原自治会の方で太子町の方ということで、太子町の人で選んでいただけるならいいなということでした。ただ、私自身が沖汐氏と何回も会ったわけではございません。それよりも、受け入れるという話を前教育長から聞いたときの前には1回だけお会いしたことがあるだけです、深い話をしたことはございませんでした。この人をお願いしたいということで、前教育長もお引きになるということで、そのときにたしか教育委員のお話だったと……

(上山隆弘議員「議長、そんな長い答弁は要らないから、聞いたことに端的に答えてもらって、時間がもったいないです」の声あり)

いや、ですからいきさつを言われたから答えてるのです。

(上山隆弘議員「いきさつじゃない、何を大事にして任命を行っているのかということを知りたいので、全然聞いてるところの筋が違うんです」の声あり)

細かいことについては。

(「言わんでええんや」の声あり)

でなくて、ちょっと待ってください、動揺しますから、そんなの言われても。当時前教育長からこの人がいいということで受け入れてくださったからということで、沖汐氏を上程させていただきました。

それから、3点目です。

(上山隆弘議員「沖汐さんを辞めさせる理由です、含めて」の声あり)

先ほど来、申していますように、総合的に判断してコミュニケーションを取りながら一緒にやりたいということで榎野氏を選んでおりますので、その点を御理解いただきたいと思います。

それから、4点目が、途中でもっと早く、9月中頃で動いたのは遅いという趣旨の御質問だったと思うのですが、私自身も7月終わりまでに議会が調査をしてまとめようというふうに最初は言われていたと思いますので、そういう前提で思っておりましたが、まとめ調査、福祉文教常任委員会の調査も——今遅くなったと責めてるのじゃないのです、客観的事実だけ言いますが——遅くなり、そしてその後議会の全員協議会も急いで開かれて、その結果をこちらに言われて、そしてその後で動いていっているの、それより前に私の心の中ではいろんな思いは実際ございました。ございましたけれども、そういう段階でいろいろと細かな詰めということをしてし

まいますと、そのこと自体が、私自身はまた議会を無視したことになる本当に思いましたので、それまで動かない。いろんな思いはあって、それ以外の内容でいろんな人に会うというか、聞くとか、いろんなことはしてる部分がありますが、そういったことについて人事のことですから全部申し上げることはできません。ですので、議会の動きの中で——今批判しているのではなくて——客観的にこうなりました。そして、その遅くなったことにより関係の人たちに御迷惑をかけていることについては申し訳なく思っています。

それから、5点目ですけれど、任命した者がやめてということを書いておられますけれど、今日も先ほども申しておりますけれども、監査委員についても慰留もしましたけれども、御本人が——再度繰り返して恐縮ですが——新しい視点で町のことを見てもらったらいいと思うということは複数回言われました——私は複数回慰留しましたので——病院に入院中も連絡をいたしました。ですけれども、そういうことでございましたので、何も1期でやめられたからといって、それではその人と私の関係が悪くなったから辞めたとか、そういうことでなくて、私は本当に善意に前監査委員のお言葉は今も解釈をしています。新しい視点で町のことを見たらいいのじゃないかとおっしゃる、それは当たってる面があると思いますし、ああ、本当に町のことを考えての御発言だったなというふうに思っています。ですので、任期がそれぞれあるものがございますから、そしてそれぞれ任期が終わった後で、その段階で、じゃあ今度ほどの人をお願いしようというのを考えるのは当たり前というか、人事のこととして当たり前のことであると思いますし、じゃあ2期、3期前提で絶対その最初をお願いする段階であると言われても、そういうことは相手もあることですし、いろんな状況がある中でのございますので、答えになってるかどうか分からないのですけれど……

(上山隆弘議員「なっていない」の声あり)

御理解をいただきたいと思います。

○議長(中島貞次) 教育長。

○教育長(沖汐守彦) 何点か質問もあったし、確認だけさせていただきます。

1点目、和解なしで議会に上程をされているということは、今回新しい教育委員会制度において、教育長の決裁権は町長にあります。町長が起案をして、教育委員会のほうが合議ということで、そういう調整、「いい人ですね、問題ないですね、選出過程も問題ないですね」ということで合議になっています。今回教育委員会としては、そういう過程に問題があったということで、合議のところ私の意見としては問題ありということで書いております。ただ、本来教育委員会と町長の本当にお互いの和解の中で上程されることが本筋だろうと思います。その意味で、私どもはやはり慎重に対応していただけたらということで意見書を出したというのが1点です。

2点目、この意見書等について、教育委員会が一方的に出してるということが何回か出ましたけれども、これについては町長部局がこの要請書について教育委員会と和解ができなかったということを議会事務局にお伝えになったということをお聞きしたので、ああ、これはもう和解ができてないということを、私どももなかなか難しいなという状況がありましたので、こういう形になっております。

3点目、私は4月1日、2日は確かに慰留はしていただきました。ただし、お話は聞いておきます。4月終わり、混乱が非常に厳しいときでした。信頼の置けない上司の下で教育長はしたくないです的な、的なお話もしたことはあります。ただ、藤澤元議長が5月11日にそういう慰留に努めなさいとか、そういうことを踏まえて、それ以降は議会の対応を待っていたと、決して新しい方というような形のことは言ったことがないので、この場できちっと訂正なり、発言はさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、今のお言葉ですが、正確な日付は後で調べなきゃいけません、それ以降も町長室で教育長に対して、議会のこともありますのでよろしくお願いしますという発言をしております。それから、その記者会見の席上で、「信頼の置けない上司のためにするつもりはない」と、「新しい人を探すのに協力されますか」ということを記者が聞かれたときに、「私はそういうつもりはありません」ということを記者の前で今の教育長がおっしゃいました。そういった中で、「新しい人をどうぞ探してください」と、そして「自分は探すことについても協力はしません」と。そして「新しい人が決まったら自分は辞めますよ」と。しかし、それは議会の同意をいただかなければそういうことになりませんので、混乱もしてしまうことになりまして、任期途中でお辞めいただくなんて私は思っておりませんでしたので、任期いっぱいまで続けていたideきたいと思っていました。そして、なおかつ、繰り返しですが、最後のこのたび人事案件を提案するに当たってもフラットな状態にして、さて誰がいいのだろうか、いろんなこともあったけれども、どういう姿勢でお互いに、ほんまにじゃあお互い悪かったですな、これから協力してやりましょうということになって、そしてその後人選ということにしたかったところがございますが、なかなかそういうふうにはいきませんでした。ですので、私自身は新しい人を、さて誰がいいのであろうかということとは心の中で、しかし今日も御説明してきておりますけれども、じゃあ、誰々お願いしますと、ほな例えば教育委員会の部屋におる方に教育長が現在隣の部屋におられるのに、そういうのもなかなかどのように、誰に——考えとしては浮かんた人もいるのも事実です。ですけれども、それが誰とかということもここで言うと、また人事のことですから言えません、いろいろ考えてこのようになってるということなんです。

以上です。

○議長（中島貞次） 先ほどの上山議員の質問の中で、今回榎野氏に決めたその判断基準というのがあったかと思いますが、それだけ確認、お答え願えますか。

（上山隆弘議員「その人とやったらコミュニケーションが取れるからでしょう、コミュニケーション取れへん人間は辞めさすんか、自分がベストやと言うとんやないか」の声あり）

町長。

○町長（服部千秋） 先ほどから申し上げておりますように、コミュニケーションを十分取れるという点、対話が十分にできるという点、それから今このコロナ禍で私自身榎野氏を高く評価している点は、学校が避難所になったとき、その世話をされていること、また外国で、これも治安状態が非常に悪い中で危機管理のことなどに対応されてきている、そういうこと、今コロナ禍でいろいろといろんなことがありますので、子供たちのためにも十分対応していただける、そういう方であるということなどを踏まえて選ばせていただきました。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 もう答弁がよう分らんのです、聞いたことを長いこと言うてやから。結局こういうことですか、コミュニケーションが取れる人は大事すると、コミュニケーションが取れない人は要らないという解釈で沖汐教育長とその榎野氏の判断を行ったという解釈でいいわけですね。

それから、大事なことというのはやっぱり教育現場に対しての対応だと思うのですけれど、じゃあ、今こんなコロナ禍で大変な学校現場の状況がある中で、それに対応していくときに教育長を代えるほうが混乱するということは思わなかったのですか。現教育長が取り組んできたことを

どうやって引き継ぐのですか。榑野さんと沖汐さんが意見を交換したり対応した場面というのはあったのですか。また、前段で沖汐教育長が選ばれるときには前段の教育長と服部町長は話をされてるじゃないですか。なぜ現場のほうを向いて、よりよい答えを選んでいく——あなたがいうベターやベストというのは何なのですか。自分とコミュニケーションが取れるという、そういうことなのですか。それは職員の方はよく聞いといたほうがいいですよ。町長とコミュニケーションが取れない人間は要らないということやからね、はっきり答えてください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。

かなり興奮しておっしゃっていますが、コミュニケーションを取るようお互いに努力をして進めるべきだと思いますし、私もそのように努力をしてきたところでございます。このたびの合意に向けても約束どおり、副町長と教育次長でそのまとめの文章を作ろうとしましたが、教育委員会側の言い分もとにかく入れようとされると、そしてそうでなければ合意にならないというのであれば、合意というものは双方が、表現がいいかどうか分かりませんが、折れるところは折れるなり、ここはこうしようというふうに話し合いをしながら進めていくべきものだと思いますが。

（上山隆弘議員「だったら、そうしろよ」の声あり）

これでなければ、そうでなければもう駄目だというふうに一方的にされるようでは進まないということでございます。もうよろしいですか。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 もうだらだらだらだら聞いとつても長くなるだけですから、大事なことはこの太子町の教育に大きな影響を与える人事の同意案件なんです。決め方においても、大切な部分の議論は抜けていたという事実がはっきりしました。また、法律違反でもあるのではないかという言葉が出てくるのも、これは太子町、つまりは太子町長のあなたが人事に対して働きかける姿勢のタイミングの問題です。あなたはあなたの動きで周りの方、あるいは他団体に迷惑をかけてる根拠を作ってしまうわけです。その先生が選ばれたにしても、例えば空白になったとしても、迷惑がかかるのは教育現場であり、子供たちであり、教育委員会です。なぜそのような対応になったのか、全く賛成もできないし、判断なんかできない状態じゃないですか。

（「そうや」の声あり）

そういったことを起こしてるあなたの責任が非常に問題ですよ。新しく榑野氏が、人事案件ですから我々も考慮して通ったとしても、榑野氏も困るのじゃないですか、現場に入って。問題を解決せずに人事案件を上げるということの一番困る部分はそこなんですよ。だから、事前に解消しておかないといけない。人事案件については沖汐さんになろうが、新しい方になろうが、問題が解消されておれば教育委員会の独立性がちゃんと保持されてたわけです。お互いの忠実性、それから主体性、それを保障しないと。公平、公正、正義、しっかりと守って——あなたは町長としての責務を全然果たしてないです。だから、こんな人事案件になるんじゃないですか。

○議長（中島貞次） 上山議員に申し上げます。質疑をお願いします。

○上山隆弘議員 ですので、取り組みについて、今私が発言したことについて、そういう思いがなかったのか、あったのかだけ最後に聞かせてください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） いろいろおっしゃっているのでの的確にお答えできるかどうか分かりませんが、榑野氏とお話したときも榑野氏は現場のことを大事にしたいということをおっしゃっていました。ですから、自分が教育長になった場合には周りの人たちに——例えば学校に足を運んで、今

学校の一番の問題はどういうことかと聞かせてもらおうと思う趣旨のことなど。私はあの方は現場主義といいますか、現場の様子を聞きながら、現場の管理職ほか皆さんの思いを受け止めて仕事をされるといふふうにお話を聞いて判断しました。そのこともお願いしようと思った判断の1つでございますけれども、そういうことをきちっとされる人だと思いましたので、そのことを榎野氏もちゃんとされる人だと思っておりますし、そういう人であるのでお願いしております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 今までの質疑の中で何点か確認しておきたいと思っておりますけれども、教育行政の一貫性、連続性がどうも失われるようになるんじゃないかということが、町長の答弁の中から聞き取れます。というのは、恐らくこんな状態であれば、教育長との引継ぎがうまくいかないんじゃないか。これについて町長は責任を持ってこの連続性、松浦議員のあの質問にも答えてないんですけれども、クーラーの予算、それをつけるというのについて、それは引き続き、それも進めていくというような教育長なのかというようなことについて、それに明確に答えがなかったのですけれども、そういう点とか。あるいは、コンピューターを使った子供の教育が今手についたところですし、そんないろんな新しいことが今、物すごく教育の現場は大きな変化が起きております。そうすると、これはきちっと引継ぎができないということになったら、結局教育現場に大きな混乱が起きるのじゃないか。

それから、上山議員の質問の中で、沖汐教育長を決めたのは寺田前教育長が決めた、だから私はよく知らないというふうには今は取れました。沖汐教育長を選んだときの気持ち、どうも取りあえず教育長に誰かせないかんからというような、安易な気持ちでこういうことをやってる。そうすると今回もまた同じような気持ちと違うのだろうかというようなことを思います。

それから、町長の答弁の中で時間的に余裕がなかったからとかというような答弁がありましたけれど、この時間的余裕がなかったのは町長が我々に対して時間的余裕を作らさなかった。福祉文教常任委員会にもっと早く出てきてくれとつたら、もっと早く解決して時間的には十分に余裕が私はあったと思いますが、そこに大きな原因があるのであって、時間的に余裕がないというのは、もともとあなたがそういうふうには戦略的にそういうことをやったんじゃないかということです。これは独り言を言いますけれど、答えが長いのは頭が悪い証拠やと私は高等学校の先生によく怒られたことを思い出しました。

以上、お願いします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、一貫性、連続性というお話が1点目にあつたと思います。内部の引継ぎにつきましては、きちっとやっていただけるものだと思っています。そして、それに併せてそのクーラーのことで松浦議員のときに答えがなかったと言われましたが、さっきの御質問のときにはそういう話をしたときに本人とそういう話をしたのかしてないのかということをお聞きしましたので、御本人にクーラーをつけるつかないの話については私の記憶では聞いていないのでないというふうにお答えしました。しかし、このクーラーにつきましては実施設計をし、新年度、まだ予算がこれからなるのですけれども、もう実施設計もしてつけるという前提でいってまので、これは榎野氏であるとか沖汐氏であるとか、そういうことに関係なくつけます。つける前提でもう動いておりますので、これはまだ予算査定も終わっていないのですけれども、そういう前提でこれは進んでおりますので御理解をいただきたいと思っております。

そして、2点目のコンピューターのことなども含めて継続があるという御発言だったと思っておりますけれども、榎野氏も今も学校現場におられまして、そのコンピューターのことの真っただ中に

おられると思っています。ですから、そういったことについて榑野氏になったから引き継がれないとかというよりも、現場のことも今もよく分かっておられているというふうに思いますので、そういったことについても引継ぎがといたしますか、今の実態も知っていますのでスムーズにいくものと考えております。

(吉田正之議員「答えてくれてない、引継ぎがちゃんとできるのですかと、そんな引継ぎもなしに」の声あり)

ああ、答えますやん、こっち。ですから、引継ぎができると思っておりますし、それをやっていただかなければいけません。

それから、時間的な余裕を作らせなかったのではないかということ言われていますが、そんなことは全くしていません。これも何回も同じことを繰り返してるのですが、もともと当事者である町長と教育長とかは呼ばないという前提で進められておられたのが、途中で状況が変わって、流れが変わったのであって、何も私がそれで時間を遅らせてやろうとか、早めてやろうとか、そういう感覚は全くございませんでしたので、それは全くございません。独り言の部分は答えなくてもよいですか。

○議長(中島貞次) それと、あと教育長人事に当たっての選任について安易ではなかったのかと。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時42分)

(再開 午後2時43分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) 今回決して榑野氏を安易な気持ちで選んでおりません。話も随分と長い間話をさせていただいているし、こういう今の“混乱”と言っていいのでしょうか、こういう状態につきまして理解をしていただきまして、そしてそれでも腹を据えてやっていただけるかという趣旨の会話もしながら選んでいますので、安易なことで決めていません。

それから、今おっしゃった教育行政がよくなるのかということでございますけれども、先ほどから申しておりますように現場、また危機管理の——最前線という言葉がいいかどうか知りませんが——いろいろそういう経験をされてきている方でございますので、また現場を大切に、現場にもよく足を運んで現場の声を聞きたいということもはっきりと私と副町長の前でも言われておりましたので、さらにこれまで沖汐教育長時代に積み重ねられたことの上に一層のよりよい、今まで以上に、さらによくなる教育行政を目指して教育長として頑張ってくれると思いますし、私もいろいろと協調しながら頑張りたいと思っています。

(吉田正之議員「いや、まだ1つ答えてもろてないけれど、沖汐さんを選んだときの」の声あり)

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時44分)

(再開 午後2時45分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) 安易な気持ちでしたのかということでございますが、当時、教育長を受けていただく人を見つけないという強い思いを持っていました。そして、その交渉につきましては前教育長が当時はされておりましたので、私自身は沖汐氏と深く話をしていなかったというのは

事実でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 私が議長の折、8月31日に議長室におきまして議会から全会一致の要望書を町長、教育長、それぞれの方々に手渡しをいたしました。内容は改めて言うこともございませんが、最前から出ているように町長部局、教育委員会部局双方が相互理解の下に和解をして行政運営に当たってほしいというものです。この要望書につきましては、全議員それぞれの意見がある中でぎりぎりの線まで譲り合って、歩み寄って、やっと出来上がったものです。その要望書を手渡し、私個人的には大いに期待をしておりました。が、そんな中、全員協議会の意見、文書による提示等々、漏れ伝わる情報については和解とは程遠いものでございまして、本当に強い憤りを覚えております。他の議員からの質問にもありましたように、要望書の内容が履行されていないということを踏まえ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 同意第9号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場で申し上げます。

私は総合教育会議などの会議を通じまして、より開かれ、安心した教育を望んでおります。そして、教育委員会とは学校教育だけではありません。社会教育、生涯教育も補っている両輪であると思っています。今回の榎野さんの教員時代の実績、また南アフリカへの文部科学省派遣教諭としての3年間の経験は立派な経歴とっております。この先、太子町のためにしっかりと頑張ってください、期待を含めて賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 このたびの教育長の同意人事案件について、反対の立場でしか討論することができません。賛成をすることは、議会としてはあってはならない状況になってしまっています。そもそも、教育委員会と町長との関係修復を終わっていない段階で新たな教育長にもしなれたとしても、現教育長が継続されるよりも混乱することは明らかであります。2人の教育長に関わる方の人生を振り回すようなことを行い、町長の対応から加西市にも大きな迷惑をかけたことは事実であります。大変恥ずかしい状態であります。また、学校現場、子供たちの学校環境に与える影響について、全く町長が考えていないことが質疑から明らかになってしまいました。榎野氏になろうと、法律に抵触しているとされる者が教育長になれば、その方々が教育の現場の方々に理解されるのでしょうか。また、その方がどのような姿勢で子供たちと向き合うようなことになるのでしょうか。ただでさえ過去にないコロナ禍や、これからは新型コロナウイルスが小さな子供たちにも広がりを見せるであろう中で、余分な労力をつくり、教育行政に大きな不信感を招き、教育行政が停滞することは必至であります。現下のコロナ禍における対応の複雑さからも、

大切な子供たちの教育環境に悪影響を与えることは必至です。この服部町長の判断、姿勢は大きな問題であります。よって、この人事案件は認めるも認めないも大きな問題であり、このような状況での人事案件には同意はできません。よって、反対の立場として討論とする。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 賛成の立場で討論いたします。

当然の話として、コロナ対応やGIGAスクールなど多くの課題がある中、教育行政のトップである教育長が不在になることなどはあってはいけません。私自身の選挙公約にも子育て、教育の支援を掲げておりますが、本当に子供たちを思い、子育て、教育に力を入れるべきと考えるのであれば、教育長不在は考えられず、賛成は当然のことという観点から賛成いたします。しかしながら、この人事案件が同意された後、町長は新しい教育長や副町長と今回のようなことがないように協力し、コミュニケーションを取り、行政運営に努めること、また議会や議員からの意見を真摯に受け止め、前向きな対応をすることは意見として付け加え、賛成討論といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 本人事案件に反対の立場から討論いたします。理由は主に2点あります。

1点目は、任命予定者に関して質疑の中でも申しましたが、オファーを受ける前にちゃんと筋を通して教育委員会関係者や学校関係者にしっかりとした準備をされていなかった点は非常に疑問に残るところでございます。当然現職の教師の方でありますから、自分が受け持っておられる子供たちがおられることと思います。その子供たちに対する姿勢がどうなのか、非常に疑問に思います。太子町自体が先方の自治体に迷惑をかけたということも事実であって、そのような事態を招いたことは非常に恥ずかしいことでございます。コロナ下において、また国のGIGAスクール構想を遂行するに当たって教育行政の連続性が非常に重要な時期でございますが、それに対してもあえてこの人事案件を上げてきたことに対しては非常に疑問に感じるところでございます。以上が1点目の理由です。

2点目は、本人事案件の上程が結果的には議会からの要望を無視した不誠実な態度の下で行われたと断じざるを得ない点であります。6月議会における副町長人事案件のときにも感じたことでございますが、問題に対する真摯な努力と解決が見られない中で、問題解決の兆しすらも見えないにもかかわらず、このような人事案件を上程してくることで自体が極めて不誠実であり、疑問であります。副町長人事のときはそれでも人事案件が上がってきた以上はと議員として誠実な表決に努めましたが、その後の言動を見るにつけ、それも間違いであったかもしれないと思うほどであります。このようなことはやはり筋を通すことが大切であって、係る独善的なことを繰り返していたのでは良識ある人から順番に抜けていって組織が弱体化していく、組織が崩壊していく典型的なプロセスを太子町がたどっているのではないかと危惧するものであります。

（「そのとおり」の声あり）

数年後にまともな町政運営ができるのか、危機感を感じております。問題が起きたということは改善の機会であるということを以前私は申し上げましたが、問題が起きたときにどのように向き合って対処するかが大切であって、その積み重ねが組織をよくすることもあるし、悪くすることもございます。新しい教育長で問題を解決するということは、問題の解決ではありません。問題に対する真摯な努力は全く感じられないまま本日を迎え、改善どころかよりひどくなっていると感じます。これではやがて同じ問題が起こるだろうと予想され、事態はさらに困難な状況になるのではないかと本気で心配しております。議員の皆様も、この議案に対して賛成する場合、こ

のような状態であることを追認することにならないかどうか、私は心配しております。議員としても態度が問われるところではないかと考えております。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 同意第9号教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本日全員協議会の場合でも、いろいろと意見が出てまいりました。しかしながら、和解ができなかったのは残念、それぞれのコミュニケーションが取れていなかったことも残念であります。しかし、これは大人の問題としてしっかりそこはそれぞれの立場で歩み寄って、この問題について真摯に向き合うことができていなかったためにこういうことが起きたのかなと思っております。しかし、このたびのこの人事案件では、今後の子供たちの一人一人の発達段階に応じた学びの保障を第一とする教育内容や教育環境の整備が求められる今日、主役は子供たちであります。また、それを補う学校長をはじめとする教職員、そしてサポートをしてくださるPTAの保護者との信頼関係を、任命が決まりましたら新しい教育長として適切な関係を築いていくことが不可欠だと考えております。議員の皆様も言われておりますが、現在GIGAスクール構想を進めていく上で教員の資質の向上、そして子供たちへのICT教育による新たな学びの格差、学力格差が問題となっているところです。本日の神戸新聞の1面にも、このことが書いてありました。しっかりと継続をして、環境を整えていくのが大人の務めでございます。さらに、この1年半にわたるコロナ禍の下、子供たちが抱く閉塞感は計り知れないものがあります。しっかりと寄り添い続け、子供の視点で把握、認識していくことが重要となっております。このたび提案をさせていただきます榎野正樹氏の経歴を見ますと、教育現場でいちずに仕事をされ、そしてまた南アフリカにも派遣として行かれ、これまでの教育現場で培われた経験を生かしながら様々な課題にリーダーシップを今後発揮されるものを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 原案反対の立場から討論を行います。

一日も早くこの町政混乱を解消すべく、8月31日に議会の総意として町長と教育長へお互いに和解するよう要望書を提出したにもかかわらず、双方の隔たりは大きく、現在まで本当に残念ながら実践も履行もされなかった。今は新型コロナウイルス感染症の拡大で本当に不安と心配、恐怖さえも感じ、見えない敵と戦っているような状況です。そんな中だからこそ、コミュニケーションを取り、人としてのつながりで気持ちが分かり合えるよう敬重の大切さを訴え、ともにこの難局を一緒になって乗り越えてきたかったと。こういった部分については対応ができず、本当に残念というか、無念であります。今回の提案も町長の基本的な姿勢は変わらず、同じことを繰り返されており、町長の独善、専断を未然に防ぐためにも反対とします。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 賛成の立場から討論させていただきます。

なぜ、毎回毎回このような問題になってしまうのか。いつもいつもトラブルを招いているのは誰なのか。しかも、今回はほかの市の教育委員会まで巻き込んだ大騒動に発展し、また太子町の名を汚しました。恥ずべき行為だと思います。服部町長の下で常にトラブルが起こるのはなぜな

のでしょうか。町長の行政運営の手腕には疑問を抱かざるを得ません。また、杉原副町長が就任され、町政運営がうまく進むことを期待していましたが、全く機能していないことも露呈されました。住民や役場内部からも、今回の騒動に絶望したという声もいただいております。しかし、しかしです。そんなひどい状況であっても、前代未聞の状況であっても、町の最重要な教育に関する部門のトップ、教育長が不在ということは避けなければなりません。ましてや、このコロナ禍です。教育現場の混乱を招くことは避けるべきだと考えます。この議決以降、本日の全員協議会やあるいはこの議場での質疑の中で、もし服部町長のうそや虚偽発言が明るみになった場合は町長自身に責任を取っていただきたいと思います。また、任命責任を追及させていただきます。

最後に、このような人事案件の出し方はやっぱりよくないです。先ほど行われた全員協議会の中でも、町長と教育長が口論するような場面も見受けられました。沖汐教育長が退任されたからといって、あるいは新しい方が着任されたからといって、教育委員会との関係が改善するということではなくて、むしろこんな強引なやり方は教育委員会あるいは職員、学校現場との溝を深めたということを認識していただいて、服部町長には今後運営をきちっとしていただきたいというふうに思います。そんな中において、火中の栗を拾うような状況で今回準備されている檜野氏が非常に気の毒です。本件が同意された暁には、何とか学校教育現場が円滑に回るように、子供たちにしわ寄せが行かないようということを望み、そして太子町のために御活躍いただけることを望んで、賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 反対の立場での討論をさせていただきます。

人事の問題はよほどのことがない限り、町長の提案を認定するものであることは私も承知しています。しかし、今回の人事はあまりにもひど過ぎます。人の道に外れています。加西市教育委員会の職務権限を全く無視したものであり、教育委員会の独立性の軽視につながります。このような人事案件を認めることになると、私を含めた議員の皆さんも町長と同罪で、一生悔いることになるでしょう。今回の人事案件は、太子町のみのものではない。加西市に非常に迷惑をかける結果になります。それを考えると、反対せざるを得ない。もし、賛成する人がいるならば、その議員は迷惑をかける加西市に対してどのようにお詫びするのですか。現に加西市教育委員会から太子町教育委員会へ、事前の連絡協議がない中で人事が進められることは問題であると言われております。これに対して、議会はどう答えるのですか。私は答え方は知りません。ここは一旦否決して、加西市に迷惑をかけることのないようにすることしか思いつかない。お詫びは言葉だけでなく、態度で示さないと納得してもらえないでしょう。態度で示すには町長を不信任にするか、議会総辞職にするぐらいに値する行為ではないでしょうか。ちょうど衆議院議員選挙があります。同日選挙をすることになれば費用もそんなにかからないし、町民に負担をかけることも少ないでしょう。ここは町民の皆さんの民意を聞く絶好の機会かもしれません。私のところに、議会が町長を不信任にしようしないのであればリコールするが、その方法を教えよと言っている人もあります。町民はとんでもない人事案件を出す町長を代えることを望んでいます。

今回の人事の進め方は加西市教育委員会の組織を無視したものであり、そのやり方は行政ルールを全く無視するものです。町長は自分がしている暴挙が分かっているのか、甚だ疑問である。教育長候補についても問題がある。人事とはいえ、現場の教員であり、授業は受け持っている身です。現在受けている子供を途中で放り投げ、給料の高いほうに行く、こんな責任感のない人に教育長はとても務まらないし、太子町としても任すことはできない。本人はどのように考えてい

るのか、今からでもすぐ聞きたいです。今回の騒動が県下に広がり、その結果、新しい教育長も仕事やりにくくなり、ひいては太子町の教育人事に非常に悪い影響が出ることは火を見るよりも明らかである。そうすると、教育レベルが下がり、中学校から優秀な子供が私学へ行き、中学校の教育レベルがさらに下がる悪循環に陥るでしょう。そうならないためにも、今回の教育長候補はお引取りいただくことが必要です。

加西市教育委員会及び加西市関係者が、このことを知ったのは9月16日です。太子町教育長が加西市教育委員会へ人物問合せをしたところ、大変驚かれ、退職に至ることを初めて知った、このことを知ったとのことであり、今月中に代わりの先生を見つけることは不可能です。そのためにも、授業に穴が開くことになる。これは服部町長の暴挙により起きる混乱です。議会は要望書まで出して、町長並びに教育長に話し合いするよう和解を勧めました。また、一般質問で町長自身が自分はコミュニケーションが下手であると言っているのだから、和解をするためには議会が仲裁に入るようにしたらどうかと質問しました。これは町長が拒否しました。そのため、町長と教育長が直接会って、結果、太教管理第765号のとおりです。議会の権限や能力を全く無視した結果が、このありさまです。教育長の席が空席になっても、議会を無視し続けた町長の責任です。それにより起き得る混乱や教育行政の停滞は、全て町長の責任にあります。議員の皆さん、我々議員は町長から全く無視されてやりたい放題されているのですよ。それでも、賛成しますか。私は加西市に多大の迷惑をかける行為に賛成する人の良心を疑います。私は議員の威信にかけても反対します。タイは頭から腐ると言われます。組織も頭から腐ります。現にその兆候が起きています。太子町のアルバイト職員が職場のいじめに遭い、退職しているのが何よりの証拠ではないでしょうか。幾らすばらしい人を連れてきても、現状を打開しようとしても、頭が腐ってはいけません。町長は人の意見を聞かない、苦言を呈する人は遠ざける、そのためにイエスマンしか残れない結果になっています。また、同じ過ちを繰り返すのか、いいかげんに目を覚ましてほしい。そのためにも反対の意思表示をいたします。

以上。

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから同意第9号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（中島貞次） 賛成多数です。したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時13分)

(再開 午後 3 時30分)

○議長 (中島貞次) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(上山隆弘議員「議長、動議」の声あり)

上山議員、内容を言ってください。

○上山隆弘議員 このような人事案件対応を行う服部千秋町長に辞職勧告決議を行いたいと思います。

○議長 (中島貞次) この動議に対して、賛成の方はいらっしゃいますか。

(「賛成」の声あり)

暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時30分)

(再開 午後 3 時51分)

○議長 (中島貞次) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上山議員から服部千秋町長に対する町長辞職勧告決議の動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。

服部千秋町長に対する町長辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第 5 として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、服部千秋町長に対する町長辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第 5 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第 5 決議案第 1 号 服部千秋町長に対する町長辞職勧告決議

○議長 (中島貞次) 追加日程第 5、決議案第 1 号服部千秋町長に対する町長辞職勧告決議を議題とします。

服部千秋町長の退場を求めます。

(服部千秋町長 退場)

○議長 (中島貞次) 発議者を代表して、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 決議案第 1 号について、時間をお取りしますことをお許しいただきたいと思います。

この決議案を出すに至って、皆様も選挙をこなし、町民の代表として議員として席に着かれておられると思います。改選後、服部千秋町長が取り組む政治姿勢あるいは取り組む対応、態度、それらは皆様の記憶にも新しくしっかりと残っておるものと思います。私は服部千秋町長とは町会議員としては同期でございました。振り返れば、一緒になって一生懸命町の発展を考え、取り組んだ時期もございました。ですので、私は人間関係の好き嫌いでこの動議を出しておる、この決議案を提出しているわけではございません。声なき声、実際に今関わる太子町の町民の一人一人の状況、あるいは太子町が置かれている状況を議員として改めて改選後町会議員として向き合うことにより、この服部千秋町長の取り組みが太子町におけるマイナスの影響があまりにも大きいと解釈いたしております。議会議員も住民の代表でございます。唯一、1 人選ばれているのは町長という立場であります。その議会が全会一致で出した意見書に対する対応、あるいは要望書に対する対応も、我々議員にとってどのように感じられておられるでしょうか。いま一度、初当

選のときを考え、この議会に対して取り組む姿勢をいま一度皆様には振り返っていただき、今求められるべき町長像がどのようにあるのかということをお考えいただきたいと思っております。

こういったものを出すのはタイミングを考え、議会としての対応を考え、賛成になる形でないと思えるべきでないという声もあります。しかしながら、今日までに人事案件に対する対応というのは、その人間あるいは新たに関係する人間に対して思いを持たず、自分勝手な判断で対応したように見受けています。答弁を聞いても言い訳に終始一貫し、それらが皆様の議員としての考えにどこまで伝わったのでしょうか。私には伝わるところがございませんでした。また、タイミングとしても今出すべきか、出さざるべきか、このコロナ下において、学校現場においても、今やるべき大切なことを議論せずに人事案件を自分の嫌なことから逃げる対応をする姿勢というのは、トップとしてはあるまじき行為であるというふうに考えます。今やらねばいつ対応するのか、たとえ否決になっても、この答えは議員として議会として発信をしておく必要があるというふうに考え、辞職勧告の決議を提出させていただきました。

皆様にお配りしました服部千秋町長に対する辞職勧告決議を読ませさせていただきます。

3月定例会以降、町政の混乱状態が続いています。これは服部町長が教育委員会の独立性を無視し、総合教育会議での確認事項について町長として無責任な対応を行ったことに始まっています。予算委員会において協議なく上程となった予算案は、議会が修正可決を行うこととなりました。その事実についても、教育委員会と予算委員会が裏で打合せをしているなど、勝手な妄想を説明で述べるなど、それ以降、今日までの一連の町長の発言には誠に理解に苦しむ場面对議会議のみならず、対教育委員会、対住民に対しても見受けられました。こうした姿勢や関係者への答弁内容の矛盾、行政執行の責任者としての自覚の欠如、説明責任を果たさない無責任な態度は極めて問題であります。

議会は、服部千秋町長に対し全会一致による意見書を提出し、自主的対応による問題の解決を求めてまいりました。しかしながら、一般質問などで反省の弁に触れることはあっても、実際の行動には改善が見られず、町長自身が引き起こした問題であるにもかかわらず、他人事のような姿勢が続きました。さらに、議会は町長自身の動きが認められないことから、この混乱に関わる問題を放置したままでは解決にはつながらないと、これは町長だけの問題ではない、議会の問題であるのだという意思の下、福祉文教常任委員会において事実確認調査を行うまでに至りました。その結論として、この間の町長の姿勢は積極的に問題解消に努めたものとは言えず、自らが任命を行った沖汐教育長との関係修復に尽力した姿は見受けられない。調査結果を受け、沖汐教育長の任期満了を迎えるに当たり、双方が納得の上で問題を解決し人事案件に当たるよう、議会は再度の要望書を全会一致により提出しました。驚くことに、それに対してすら自ら報告する姿勢もなく、問題の解消に至ることはついにはありませんでした。これは首長としての能力を大きく問われる事実であります。このままでは教育行政に大きな不信感を招き、教育行政が停滞することは必至であり、現下のコロナ下における対応の複雑さからも大切な子供たちの教育環境に悪影響を与えることは必至であります。

「和のまち太子」として町制70周年を迎え、我が町の名前の由来でもある聖徳太子没後1400年を迎える節目に、コロナ禍という困難を越え、時代の変化に対応しながら過去から学び、さらなる町政の発展が期待されるこのときに、このような服部町長の姿勢では本町の未来に大きな禍根を残すことになることから、次の事実を示し、服部千秋町長の辞職を勧告します。

1、教育委員会の独立性の無視。いまだに解決に取り組まず、教育長の交代で解決をしようとする姿勢。

2、町長の関わる人事に対しての不誠実な姿勢。人事案件への極めて不誠実な対応により、先方及び関係者に迷惑をかける無責任さ、また町長に物申す者へのあからさまな敵対姿勢。これは職員に対しても起こっており、物が言えない職員の方々はいかばかりの思いを持って退職をされた方があったのかと、私は心が痛い、残念な思いを持っております。

3、職責に対する自覚の欠如。これが根本であります。町長が持つ権限に対する認識のなさ、と無責任な姿勢であります。

4、そして、それらから議会に対する不誠実な姿勢。住民目線という言葉と並べながらも、議会への不誠実な姿勢。先ほども申しましたように、議員も住民の方々から大切な票をいただき選んでいただいている立場であります。代表制民主主義、我々の立場を理解していない、むしろ、まして自らも議員をしておられた方とは思えないような発言も続くようなことでは、町長として期待などできません。

5、住民への行政情報の漏えい。これにつきましては、私も大変振り回されました。誤解を招き、対立をあおるような自らの言葉で発信する政治活動、このようなことがあつてはまともな太子町行政の運営などできるわけがありません。

こういったことは書き示すための一部であり、服部千秋町長の職責に対する自覚のない姿勢により太子町行政組織が壊れ、職員は疲弊し、行政能力の低下につながっていることは明らかであります。また、将来のビジョンも描けない場当たりの政策は残念であり、問題が噴出したとしても、そのたびに町民から選ばれた町長であることを考え、リーダーシップを発揮し問題解決がなされる日を期待しつつ見守り、取り組みをチェックしてきました。反省はなく、他人に責任を転嫁する姿勢は一向に改善されない。政治家としても自らの言葉で話すことができず、コミュニケーションが取れないと自ら発言してしまうことなどは致命的としか言いようがありません。対応と改善を今日まで期待し続けてきましたが、太子の明日を考え、姿勢を変えない服部町長には即刻辞職することを求めるべきです。

よって、太子町議会は、服部千秋町長が責任を痛感され、自ら町長を辞職するように勧告するものであります。今回は無記名投票であります。確かに人間関係はいろいろございます。好きや嫌いもあるかもしれません、合う合わないもあるかもしれません。しかし、本当に議員各位におかれましては、服部千秋町長が町長を続けていてよいのかどうかということをいま一度よく考え、素直な投票を行っていただくべきだというふうに思っております。太子町の将来を見据え、そして今ある問題を見逃さないためにも、本当の問題がどこにあるのかということを皆様には改めてお考えいただき、この勧告に同意をいただきたいものであります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

この際、御報告申し上げます。

服部千秋町長から発言の申出があります。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、発言を許可することに決定しました。

服部千秋町長の入場を許します。

(服部千秋町長 入場)

○議長(中島貞次) 服部千秋町長、発言を許可します。

○町長(服部千秋) まず、5つありました。勧告に至る私の姿勢とされていることについてお答えをさせていただきます。

①教育委員会の独立性の無視という点につきましては、8月31日に議会からの要望書を頂戴し、9月7日に町長、副町長、教育長、教育委員の皆様で協議の場を持ち、お互いの立場を尊重しながら連携、協力し、誠意ある対応に努めることなどを確認し、一旦和解いたしました。人事の件につきましても、さきの要望書を待って沖汐教育長が改めて態度を表明するとされていたため、9月上旬に御意思を確認させていただいた上で、人事権という意味でも、さきの一般質問で御質問いただいた議員の「10月以降の人事は町長の専権事項であり、これに対して慰留せよと議会からは言えない」という発言や、9月6日に玉田前議長が議会事務局長とともに退任に係る挨拶に町長室にお越しになられた際、今回の和解収束と人事は別物であるとされたこともあり、フラットな状態で検討し、今回の上程に至ったところでございます。

また、②町長の関わる人事に対しての不誠実な姿勢及び③職責に対する自覚の欠如については、経緯の説明が少し長くなりますので後の説明と併せて答弁させていただきます。

次に、④議会に対する不誠実な姿勢及び⑤住民への行政情報の漏えいについては、さきの御説明のとおり、要望書に対して私としましては合意形成を図るべく丁寧に協議、対話を続けており、また住民への行政情報の漏えいについても誤解を招き、対立をあおるような政治活動は一切してございません。私の姿勢がきちんと伝わっていないことは不徳の致すところであり、大変残念ではありますが、教育委員会より発出された文書も踏まえ、主に次の2点について御説明させていただきます。

1、過去の混乱の原因と経過に関する説明責任について調整中とされている点について、9月7日火曜日に町長、副町長、教育長、教育委員で協議の場を持ち、お互いの立場を尊重しながら連携、協力し、誠意ある対応に努めることなどを確認し、9月10日金曜日を目途に議会の要望書にもある住民への説明責任を果たすべく町長側より提示した案を基に町長、教育長の連名でメッセージを発出することで合意しました。しかしながら、9月10日金曜日、教育長より、教育委員会は9月24日金曜日の議会最終日以降、9月30日木曜日までの間に教育委員も含めた形でメッセージを発出したいという趣旨の文書を受領し、再調整を行うこととしました。さらに、9月14日火曜日、メッセージ案に対する教育委員会の修正案を提示された上で、9月21日火曜日までに発出したい、修正案を可としなければ教育委員会単独でも発出するとされました。これを受け、9月17日金曜日、先日教育委員会から示された連名でのメッセージの修正案について御意見を踏まえた上で町長案を教育長へ示したところ、内容を読まれましたが受け入れていただけず、この時点で対話しながらの更生は事実上不可能となっている状況です。

2、町長から一方的に教育長人事案件が上程されたとされる点及び加西市教育委員会の職務権限を全く無視しているとされた点について、まず教育長人事案件上程に係る決裁については、決裁前に教育長より教育長人事は町長が決めて問題ないという話をいただいた上で、上程に係る起案手続を行い、教育委員会と合議した上で同日決裁されています。

また、新教育長を上程する過程ですが、まず9月13日月曜日に沖汐教育長に新教育長を上程することを報告するとともに、榎野氏、教育長上程者へも上程させていただく旨をお伝えしました。榎野氏の勤務学校への連絡については、当日は学校が行事の振替で休日であり、9月15日水曜日に学校長へ連絡を試みるも、校内での事案対応による繁忙のためお話ができず、結果として

9月16日木曜日に上程についてのお話をされ了解を得られております。沖汐教育長は9月16日木曜日に加西市教育長に連絡をされた際、この時点で今回の案件について把握していないことを確認され、一旦決裁を受けた人事案件の決裁書類に否決と書き込まれ、副町長へ持参されました。タイミングの関係で沖汐教育長には御心配をおかけしたかもしれませんが、榎野氏はきちんと説明を行うべく手順を追って動いておられ、自身の後任人事についても検討されていたことから、9月17日金曜日にこのことについて沖汐教育長へ説明をさせていただきましたが、聞き入れていただけませんでした。その後、榎野氏は加西市教育長とも話をされ、今回の件について説明を行い了解を得ておられます。また、副町長等で加西市教育長に直接お会いして確認しましたところ、9月13日月曜日に上程を判断したこともあり、10月以降の後任人事の事務手続を急いでいるとのお言葉を頂戴し、御迷惑をおかけしたことを謝罪させていただきました。他方、加西市教育委員会として、太子町の教育長候補を送り出すことについては祝福しますとのお言葉も同時にいただいております。加西市教育委員会の職務権限を無視しているということには当たらないものと考えております。私としましては、一旦決裁した公文書について町長などと協議することなく加筆されたことや、今回の榎野氏の学校長などへの説明経過をお話しさせていただいたにもかかわらず、このような文章を発出されましたことは残念に思っております。

これらを踏まえ、令和3年8月31日付で議会議長よりいただいた町政混乱解消に係る要望書に記載のありました誠意ある対話や相互理解について、今後の町政及び町教育行政を円滑に進捗すべく引き続き努力してまいります。また、一昨日、教育委員会よりホームページ上に公表されました太子町教育人事案件に対する教育委員会の意見書については、加西市教育委員会の発言とされる内容が記載されておりますが、今回の件は太子町内部のことであり、加西市教育委員会へ御迷惑をおかけすることは本意ではなく、先方からも太子町の問題として解決していただきたいとの御意見をいただいていることから公表を取り下げさせていただきますようお願いしてまいります。また、9月22日に議会からいただいた要望書に対し、沖汐教育長より町政混乱解消に係る要望書に対する回答が発出されております。議会より誠意ある対話や相互理解により事態の解消に努めることとされており、お話し合いの途中でありました中、こちらにお話もなく、回答が発出されましたことについて残念に思っております。私としましては、ただいま答弁申し上げましたとおり、対話をしながら進めてまいりましたが、勧告にもありました不誠実な姿勢などと受け取られておりますことは大変残念でございます。引き続き御理解いただけますようコミュニケーションを図りながら尽力してまいりますので、議員の皆様におかれても御理解、御協力をお願いできればと存じます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 服部千秋町長の発言は終わりました。

服部千秋町長、退場を求めます。

（服部千秋町長 退場）

○議長（中島貞次） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 討論するつもりはございませんでしたが、ただいまの服部町長の発言を受けて、討論したいと思います。

皆さんお気づきでしょうが、服部千秋町長が今発言された内容は全員協議会のときに配られた太企画第554号、これをほとんど読んだものでございます。この姿勢は、この期に及んで、まだ他人のせいにし、自分の責任を逃れる姿勢であると私は感じました。この辞職勧告決議の内容に書いたものを服部町長自らが証明したものと考えます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に清原良典議員及び井村淳子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（中島貞次） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中島貞次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

新たな議席番号順で職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（職員点呼、投票）

○議長（中島貞次） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

清原良典議員及び井村淳子議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（中島貞次） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 5票、反対 8票

以上のとおり反対が多数です。したがって、決議案第1号は否決されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(中島貞次) 服部千秋町長の入場を許します。

(服部千秋町長 入場)

○議長(中島貞次) 服部千秋町長に申し上げます。

ただいまの服部千秋町長に対する町長辞職勧告決議は否決されました。

~~~~~

#### 日程第4 同意第10号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(中島貞次) 次、日程第4、同意第10号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 同意第10号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の三浦淳子氏の任期が本年9月30日付をもって満了し、退任されることに伴い、新たに杉本泰代氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

杉本氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。なお、任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4か年です。

よろしく審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(中島貞次) 御異議がありますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 教育委員に対しては任期満了ということで、前回福本さんのときもございましたが、今回いろいろと問題がございました中での対応を含めて、それを受けた上で、今回の提案、この方が該当になった流れとしては、ある一定の今までの流れを踏んだものになっているのかどうかだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長(中島貞次) 副町長。

○副町長(杉原勝由) 現教育委員の三浦淳子氏が任期を迎えられるに当たりまして、龍田地区ということで龍田地区のまず女性というところでいろいろ検討させていただきました。そして、いろんな候補者がいらっしやる中、実際にお会いして人柄等も把握させていただき、また龍田地区の連合自治会長及び副会長にも了承をいただいて、というよりも大賛成ということで理解をい

ただいたというところであります。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今副町長の発言の中で女性を探したということなのですが、女性を探された、女性が退任されるから女性ということの理屈でいくと、今後龍田地区はずっと女性ばかりがということになりますけれど、その選考過程というのはいささか疑問を感じるのですが、お願いしていいですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今4名いらっしゃるうちの1名が女性でいらっしゃるのですが、三浦氏が女性ということなのですが、教育委員会のほうからお聞きしているのは、今男女共同参画という観点から女性の参画を求めたいということでありまして。でもって、龍田地区が今三浦氏が女性であるから次も女性ということもあるのですが、私どものほうとしてできるだけ女性を選びたかったということで、また今後他地区においても女性の登用ということも大いにあり得るというように思っております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから同意第10号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に堀卓史議員及び首藤佳隆議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（中島貞次） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（中島貞次） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

新たな議席番号順で職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(職員点呼、投票)

○議長(中島貞次) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

堀卓史議員及び首藤佳隆議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(中島貞次) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 12票、反対 1票

以上のおおりの賛成が多数です。したがって、同意第10号は原案のおおりの同意されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第5 議案第44号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について

○議長(中島貞次) 日程第5、議案第44号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、委員会報告書を読み上げさせていただきます。報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第44号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月7日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①町民等に押印を求める手続は何件あるのかとの質疑に、押印廃止については737件、押印存続については55件、合わせて792件である。今回は町民等から申請をいただく行政手続に限定しているため、庁内の手続については引き続き調査、検討していくとの答弁があった。

②今回太子町道路占用条例の一部と太子町固定資産評価審査委員会条例の一部が改正となっているが、町民等に関係する部分で、これ以外に条例改正は必要なかったのかとの質疑に、太子町では基本的には条例で様式を定めないという方針としている、今回道路占用条例に様式が1件だ

け残っていたものを廃止し、また固定資産評価審査委員会条例の中にも異議申立ての際に押印が必要ということの規定していたため、この2件を改正することとしたとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第45号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第46号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第47号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第6、議案第45号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第47号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、議案第45号につきまして委員会審査報告を基に結果を報告させていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第45号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月6日月曜日午前10時から午前11時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①太子町における家庭的保育事業の実態はとの質疑に、太子町において家庭的保育事業を実施している事業者はないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号。

1、審査した事件。議案番号、議案第46号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月6日月曜日午前10時から午前11時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①太子町における特定地域型保育事業の実態はとの質疑に、該当する事業者は太子町内にはないとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号。

1、審査した事件。議案番号、議案第47号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月6日月曜日午前10時から午前11時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①太子町には該当する施設がないかと思うが、太子町に住んでいる方がファミリーホームを利用する場合はどうなるのかとの質疑に、ファミリーホームについては、兵庫県下、姫路こども家庭センター管内において西播磨で1件、中播磨で3件ある、所在地は個人宅となっているため、氏名、住所等は公表されていない。使用の場合は姫路こども家庭センター等を経由しての手続となるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第45号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第46号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第47号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第53号 令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)

○議長(中島貞次) 日程第9、議案第53号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第53号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置により影響を受ける事業者への支援として国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることに伴い、関係事業費を計上するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算にそれぞれ3,038万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億8,661万3,000円とするものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) ただいま上程されました議案第53号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号)について詳細を説明申し上げます。

今回の補正は、8月20日の国通知により緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置により経済活動に影響を受ける飲食店や観光、交通事業者への支援として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることに伴い、事業費を計上するものでございます。なお、本交付金の充当経費につきましては、参考資料も併せて御覧ください。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金・補助及び交付金38万7,000円は、公共交通を維持、確保するための支援として、外出自粛に伴う利用者の減少により収益が低迷したバス事業者への補助金の追加でございます。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節18負担金・補助及び交付金3,000万円の補正は、コロナ禍における事業者の収益改善や新たな事業展開の取り組みを支援するものであります。まず、ふるさと納税返礼品開発等補助金500万円は、ふるさと納税を利用した販路の拡大や地域資源のPRにつながる返礼品の開発やリニューアルなどの支援として、1事業者につき経費の5分の4以内、上限30万円を補助するものでございます。事業者数は17業者を見込んでおります。また、飲食店等感染拡大防止対策事業補助金2,500万円は、県の新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けた、または同等の対策を行う飲食店及び宿泊業者を対象として感染防止対策に係る安全・安心のPRや店舗の改装、設備、備品購入などの経費を1店舗当たり10万円以上50万円を上限に補助するものでございます。事業者数は50業者を見込んでおります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、臨時交付金の追加でございます。事業者支援分として交付される予定の上限額2,567万9,000円を歳出の各費目に充当しており

ます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金470万8,000円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整でございます。

以上で議案第53号令和3年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 このふるさと納税返礼品開発等補助金、販路の拡大ということを言われて5分の4、それで30万円以内、この販路の拡大というのはどういうことを具体的に想定しておられるのですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） このたび販路の拡大というところにつきましては、インターネット、配送方法による新たな事業展開による販路拡大を図る場合の事業費というところでございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そうすると、例えば楽天とか、ああいうところに出してするための費用なんかもこの中に入るわけですか、そういうネットのサイトがありますよね。そこへ私ところのを売ってくださいという契約金とか、あんなのがちょこちょこ要るのですけれども、そういうのもこの中に入ってるのですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 特にこの中で太子町が実施しておりますふるさと納税のお礼品という形で実施していただくところも含めておりますが、今言われたようなインターネットを活用した販路の拡大についても含めているものでございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 それと飲食店等拡大防止対策事業補助金ですけれども、これに関しては10万円以上50万円未満、50事業者ということになると、これは50事業者で50万円要って、それで2,500万円ですけれども、これはみんな50万円いくとは限らへんから、もっと少なくとも済んでしまうような格好になるのですけれども、その場合は事業者が50から60になっても、もし予算の消化、10万円とか20万円とか、そういう人が出てきた場合は、これはそれを増やすという、そういう考えはあるのですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 50万円の50業者ということで2,500万円予算を確保しております。ただ、先ほど言われましたように30万円で終わる事業者もございまして、それは予算の範囲内で事業者の募集を続けてまいりたいと思っております。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時59分）

（再開 午後4時59分）

○議長（中島貞次） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 確認なのですが、まずは飲食店等感染拡大防止ということで、飲食店、宿

泊施設ということだったのですけれど、例えば小売事業者あるいは事務所、塾や病院等々、そういうものは対象から外れるということによろしいかということと、ふるさと納税返礼品開発等補助金について、こちらについてはふるさと納税の事業者として既に登録しているところ以外も対象になるのか、お願いします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 先ほど質問がありました小売業、事務所等でございますが、今回県のがんばるお店PR事業というものがございまして、それが飲食店を対象に5万円から10万円を上限にコロナ対策、感染予防対策をするものに対して、その認証店について補助をするという事業がございます。それは県のほうは早く対策を取りたいということで、その認証店の認定が10月22日で終わってしまいます。それに対する、その5万円から10万円という補助ですけれども、10月31日の支払いまでとなっております。町のほうは11月1日からその10万円から50万円を上限にということで、感染対策予防に関する対応に対して補助をするということで事業を立てさせていただいております。県のほうも、飛沫による感染を予防したいということで力を入れて取り組まれております。それに乗っかる形で今回事業を立てさせていただいておりますので、飛沫を予防するというので、飲食店は休業要請がかかっております、ホテルも飲食する場所もございますのでホテルは宿泊業の許可を持っている業者は加えさせていただく、これは町独自でございまして加えさせていただいて、飲食店と宿泊業者、これに対して補助をするというものでございます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほどふるさと納税の返礼品取扱事業者だけかという御質問ですが、ふるさと納税の返礼品取扱事業者とふるさと納税等を通じた販路拡大を考えている事業者、双方に考えております。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 その飲食店の感染拡大防止のほうなのですけれど、ということは小売店や事務所も町内にある事業者は頑張っていると思うのですけれど、逆に事業所、商工振興費ということで商工振興事業者支援と言いながら、実はすごく偏ったところに2,500万円も使われているのじゃないかと思うのですが、そのあたりの見解だけ最後お聞きしても。要は、50事業者以外、太子町内という80とか、商工会に加盟だけでもそれぐらいあると思うのですけれど、それ以外のところは全く支援の手を差し伸べないというふうに受け取れるのですけれど、そのあたりの見解はいかがですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今はコロナの収束がいつになるか分かりませんが、今飛沫による感染を防止しないとコロナの収束は見えないというところでございますので、飲食店、マスクを外して飲食する、少ししゃべるとかという場面がございますので、そこを抑えるという意味で飲食店、飲食をするところということで限らせていただきました。認証店でございますが、町内に241事業者がございます。この中で中小ではないとか、店舗を構えていないような店舗を除きますと飲食店で198事業所ございます。この中で今認証を取っているものは12店と聞いております。なかなか少ない、全然進んでないという状況でございますので、今後コロナ収束になった場合、どんどん経済活動を活発にしていけないといけませんが、その際に支障になってはいけないということで、今回は飲食店というところに集中して投資をさせていただくということにさせていただきます。

○議長（中島貞次） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 内容は分かったのですが、それでいけば例えば持続化補助金とか、県のそのがんばるお店というのは去年からもあったはずなのですが、既にそのあたりを利用されて、ある程度対策を取られている、換気扇をつけたりとか、空気清浄器を買うとか、ほかのものもあると思うのですが、そういうことをされてるところと全く対応されていないところがあると思うのです。それはそういうものに積極的に申込みをされるような方、あるいは世代の経営者さんか、そうじゃないというところ、この差もあると思うのですが、全体のお店が平均的に感染対策を取っていないといけないと思うのですが、そういう意味において重複してもいいのか、あるいは個別で対応をしていくような形で、ある程度お声がけをしていかないと、1つのところだけにどんどんどんどん感染症対策と言いながら物品の購入とかだけをされても、町内全体の感染症対策という意味では今おっしゃったようなことにはならないというか、目的が達成されないと思うのですが、そのあたりをどのように計画されているかだけを最後お聞きします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 確かに頑張ってやっていただいているところに対しては、以前からも補助がありました。今回もさらに額を増やして対策のメニューを考えたところでございます。今までやっていただいている事業所に対しても、以前の県の事業では10万円という上限でございました。アクリル板の設置とか、そのあたりの対応はしていただけたと思っておりますが、さらに換気機能つきのエアコンなり、非接触で蓋が開いて自動水洗がついてるようなトイレ、そういうところにまで踏み込めなかったお店もあるかと思えます。そういうところに対しましては今回50万円ということで県を大きく超えるメニューを設けさせていただいておりますので、そのあたりは広くPRをして感染対策を進めるお店を増やしていきたいと、PRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 認定第1号 令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中島貞次） 日程第10、認定第1号令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、令和2年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいております。

ますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和2年度一般会計決算委員会委員長藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月13日月曜日午前10時から午後5時59分。令和3年9月14日火曜日午前10時から午後4時19分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過については、別紙のとおりです。

(2)審査結果は、賛成全員で認定すべきものと決した。

(3)会議録は、後日希望者に配付する。

裏面ですけれども、令和2年度一般会計決算委員会・審査報告書。

1、審査にあたって。

(1)付託案件の「令和2年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め、慎重に審査しました。

(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の監督職の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)令和2年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については、真摯に受け止め、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。

審査の詳しい経過等は、委員会会議録による。

行財政運営の基本姿勢として自治体の行財政は、「入をはかり、出を制する」を基本に最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入をはかって出を制する立場を理解し、合わせて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない。」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。

全般について。

令和2年度は税収増加の影響もあり、財政構造は健全性を維持している。今後も財政バランスを考慮しつつ、健全性を維持すべきである。新型コロナウイルス感染症拡大による影響でやむを得ない面があるも、不用額が大きく、予算の積算精度の向上を求める。質疑に対する答弁において、町長からの自発的な答弁や発言がほとんどなく、積極的な態度で決算委員会に臨んでいただきたい。

歳入について。

コロナ禍にもかかわらず、税制の変更分を差し引くと税収は伸びており、これは法人数や個人の納税者数の増加が要因と考えられるが、税収確保の観点から、創業支援、法人の育成や誘致、住民数の維持・拡大といった中長期的な視点に立ち、町政運営に当たること。

償却資産の立入検査は昨年度の指摘同様、租税公平の原則を維持するためにも一定数の検査を

実施すること。滞納対策として、格差が拡大している社会情勢に鑑み、社会的弱者へ配慮すること。また、新たな滞納者を出さないよう、住民ときめ細やかなコミュニケーションを図ること。歳出について。

新型コロナウイルスに対するワクチン接種については、さわやか健康課を中心として各関係機関との連携が緊密かつスムーズに進められており、成果に結びついている。今後も、町組織全体がより一層連携して取り組んでいただきたい。

複数の担当課からマンパワーが不足しているとの答弁があり、人材の計画的な確保・育成並びに適材適所も含めた対応が急がれる。例えば、学童保育園や保育園における保育士の確保においては町独自の待遇改善策を講じるなど、町の将来を見据えた抜本的な施策を望みたい。特に、以下の点については、速やかな改善を求める。

1、社会福祉協議会は今期も多額の欠損を出している。昨年度の決算委員会による指摘にもかかわらず改善がなく、事業改善計画の作成を含め、進言していくこと。

2、上太田瓦礫処分場は、将来の在り方を考察した上で対策を講じるとともに、土地・建物の使用料、賃料は町としての統一的な基準が持てるように見直しを進めること。

3、地籍調査事業は、国の補助金もあり、住民の財産価値や税収の向上、空き家対策にもつながる事業である。特に地籍が混乱している区域を優先し、可能な限り早期に終了するよう努力すること。

4、町から補助金等を支給している各種団体に対しては、余剰金の町への返還など、決算書のフォーマットを確定し、統一的な会計基準で報告させるよう指導すること。

5、ゲートキーパーの養成については、町全体に浸透させるほどの規模で実施する姿勢で臨むこと。

6、スクールソーシャルワーカーの仕事量も含め、実態を見極め、増員も含めた検討を行うこと。

その他、各課に対する個別意見は、委員会中に各委員から行われた指摘事項等を委員会会議録で再度確認し、検討、改善に努めることを求める。

以上、報告といたします。審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で令和2年度一般会計決算委員会委員長藤澤元之介議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 決算委員会は私の知る限りでは、今までにない今回は最低の委員会であったと思います。町長、副町長は積極的な発言をせず、2日目になって委員がしびれを切らして、名指しで質問することにより、ようやく発言するありさまでした。説明員に來られた職員は真摯な態

度で答えてくれ、努力の跡が見られました。しかし、一部には以前から指摘していることにつき、納得する回答は得られないものもありましたが、おおむね了解できます。今後は町長、副町長ももっと現場をよく知り、明確に方向性とビジョンを示すことにより、職員の働きやすい環境をつくっていただきたいと思います。町長は今後ビジョンを示すと発言されましたので、賛成といたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第11 認定第2号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第3号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第4号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第5号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（中島貞次） 日程第11、認定第2号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認定第5号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案等4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げ、認定第2号から認定第5号までを報告させていただきます。

1、審査した事件。議案番号、認定第2号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果は、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月6日月曜日午前10時から午前11時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳出について、年々増加し、繰入金も大分増えているようだが、今後の見通しはどの質疑に、令和2年度の決算についてはコロナ禍で受診控え等もあり歳出がかなり落ち込んだ状況になっている。今後の見通しは受診状況もまた回復してくると思うが、兵庫県の広域のほうで県内の自治体全てを統一保険料にすることも検討しているため、そのあたりも含め太子町だけではなかなか判断できないので、周囲の状況を見ていきたいとの答弁があった。

②統一保険料になる時期はどの質疑に、県では令和9年度をめどにすることになっているため、次回の令和6年度の見直しで統一化について検討を始めるというとの答弁があった。

③今回の決算認定に当たり、新型コロナウイルスの影響を受けた部分をどのように解釈しているのか、また次年度の予算編成に向けて、その影響部分についての考え方はどの質疑に、全般的に医療の受診控えとなっている。保険料については今後は統一保険料をにらんでいるため、全てにおいて今後の状況を見守りながらでないと判断はできない状況であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、1、審査した事件。議案番号、認定第3号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月6日月曜日午前10時から午前11時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳出に関して、年々増加していく傾向にあると考えてよろしいかとの質疑に、年々高齢者が増加しており、介護認定を受けられている方も増加しているので、特に保険給付費は増加しているとの答弁があった。

②安心見守りコール事業委託料（26ページ）について決算額は委託料158万3,406円となっている、決算資料では利用者は87人（令和3年3月31日現在）で人数の割に高額であるが、この委託料の考え方、その算式はどの質疑に、高齢者の独り暮らし、または高齢者夫婦世帯が対象で電話回線に専用端末を設置している、その費用については町が助成するもので1台当たりが1カ月1,620円であるとの答弁があった。

③安心見守りコール事業委託料（26ページ）について、いろいろな条件があって利用される方が少ないと思うが、その理由はどの質疑に、同居家族がおられたら対象外となる、高齢者の独り暮らし、または高齢者夫婦世帯で身体等が不自由で支援の必要な方が対象であるので、息子夫婦等同居家族がおられる場合については対象外となるとの答弁があった。

④24ページの節19負担金・補助及び交付金「介護予防・生活支援サービス事業費」がかなり高額である、この内容はどの質疑に、介護予防サービス給付費のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業に移行されている、その分についての負担金となっているとの答弁があった。

⑤26ページの一番上の「医療・介護連携推進事業委託料」について説明を願うとの質疑に、ケアマネジャーや医療職等、多職種の方に集まっただき、困難事例にどのように対応していくのか会議、研修をたつの市・揖保郡医師会に委託し、開催していただくものであるとの答弁があった。

⑥新型コロナウイルス感染拡大の中、介護事業を受けておられる独り暮らしの方や事業所に入っておられる方に介護保険サービス事業が行き届いているのかとの質疑に、独り暮らしの方への

対応も漏れることなく、介護保険サービスが受けられる状況にあるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、1、審査した事件。議案番号、認定第4号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月6日月曜日午前10時から午前11時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①後期高齢者の現在の傾向としてだんだん負担が増えていく方向だと思うが、状況についての説明をとの質疑に、負担が増えることは国も同じような考えであり、報道にもあったとおり、1割負担の方で一定の所得以上の方については2割負担に移行するという話も出ているが、運営自体が厳しい状況は今後も続くと思われるとの答弁があった。

②負担の今後の見通しとして、太子町はどのような状況にあると考えているのかとの質疑に、現在国民健康保険に加入している団塊の世代が後期高齢者に移行していくため、苦しい状況は今後特に続いていくと思われるとの答弁があった。

③負担増に対する対策について具体的に何か考えているのかとの質疑に、今年度から始まる保健事業と介護予防の一体的実施事業ということで、後期高齢者が介護に移行しないよう事業が始まっている、そういった意味で健康寿命を延ばしていただいて極力保険の負担がかからないようにしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続いて、1、審査した事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月6日月曜日午前10時から午前11時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①5ページ、款3繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金、節1一般会計繰入金の当初予算額を補正予算で0円にした理由はとの質疑に、令和元年度の実績相当分で当初予算を組んでいたが、返還金等が令和2年度の予算の中で賄えると見込んだため、減額にしたとの答弁があった。

②見込みに反して賄えるようになった理由はとの質疑に、令和2年度の墓所の返還数は、令和元年度は14基、令和2年度が11基であり、この3基に相当する返還額を見込んでいたもので、墓所の永代使用料は令和元年度が7基、令和2年度が7基であったから令和2年度は繰入金の必要がないと見込んだとの答弁があった。

③何か担当課として努力をしてそうなったのかとの質疑に、墓所の借入れ、返還の数は前年度実績を基に予算化している、しかし返還があるかないかは前年度実績を見込むことでしかないので、今の墓所の使用状況も加味しながら想定し、現状維持というところでこうなったと思うとの答弁があった。

④10ページの款1墓園事業費、項1墓園事業費、目2墓園管理費、節13委託料の3つの委託料について、どこに委託しているか、金額の根拠について説明をとの質疑に、清掃業務委託料は公益社団法人たつの市・太子町広域シルバー人材センターで年間の管理委託料である、車止め開閉業務委託料は原自治会に年間の管理運営を委託している、植木維持管理委託料は小山造園に委託したものであるとの答弁があった。

⑤清掃業務委託料は公益社団法人たつの市・太子町広域シルバー人材センターと継続的にされているかと思うが今後もそういう考え方で進めていくのか、また植木維持管理委託料はどのように業者選定しているのか、車止め開閉業務委託料は以前から原自治会への委託であるが今後も引き続き委託するののかとの質疑に、清掃業務委託料は公益社団法人たつの市・太子町広域シルバー人材センターに1年間通して委託が可能であればお願いする計画である、しかし公益社団法人たつの市・太子町広域シルバー人材センターからは清掃業務について人員確保が難しくなっているという話も聞いている、車止め開閉業務委託料も原自治会に継続して委託したいと考えているが、どうしてもできないとなれば例えばセンサー式で管理する等も考えていきたいと思っている。植木維持管理委託料は伐採を必要とする箇所を限定しながらおおむね例年と同額の設計額とし、入札して発注しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中島貞次） 以上で福祉文教常任委員会委員長上山隆弘議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(中島貞次) 全員賛成です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第15 認定第6号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第16 認定第7号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（中島貞次） 日程第15、認定第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について及び日程第16、認定第7号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月7日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①給水収益がかなりの減になっているが要因はとの質疑に、新型コロナウイルスの影響による減免措置等により昨年度より1億300万円ほど下がっている、一方で県水の受水費が3カ月間免除されており、支出も減っているとの答弁があった。

②無効水量が昨年から比べると多くなっているが要因はとの質疑に、無効水量については冬場の凍結が要因である、1月9日から11日の3日間は非常に冷え込み、当町だけでなく姫路市やたつの市でも凍結、破損によって水が漏れ出す事案が発生した、町公共施設でも保健福祉会館、斑鳩幼稚園、総合公園の3か所で破損があったとの答弁があった。

③キャッシュ・フロー計算書では約9,600万円の増額になっているがとの質疑に、現金が増えた理由は、投資的予算で送水管の更新工事を令和2年度で予定していたものを令和3年度に繰越しをした関係で現金の支出が少なくなった影響によるとの答弁があった。

④損益計算書では営業損失が1億5,690万円余り、経常利益が約1,900万円である、営業損失がこれだけ大きいと水道料金の値上げが心配されるがとの質疑に、長期前受金戻入によって黒字にはなっているが実際は赤字である、将来の更新需要の増大や耐震化事業が増えていくことは間違いなく、今すぐにという状況ではないが、収支を改善する抜本的な方法としてはやはり料金改定ということになってくるとの答弁があった。

⑤営業外収益の中の預金利息に定期預金利息81万1,232円とあるが、その元金は幾らかとの質疑に、預入額は5億円で、利率は0.18%である、この利息が81万1,232円であるとの答弁があった。

⑥工事請負費で説明があったメインの水道管の耐震性はとの質疑に、メイン管の約半分が耐震化になっている状況である、計画的に更新を進めており、現在吉福水源地から老原浄水場をつなぐメイン管を実施しており、引き続き立岡山の配水池から太田配水池をつなぐ管の更新を予定しているとの答弁があった。

⑦町与稲荷神社境内敷地占用料とあるが目的はとの質疑に、300ミリの送配水管と400ミリの配水管が町与所有地に入っており、町与自治会から土地を借用しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、令和3年9月3日。件名、令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和3年9月7日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①公共ますの設置工事については令和元年度53件、平成30年度58件で、令和2年度は37件と件数が少なかったが、その要因はとの質疑に、もともと農地であったところを宅地造成する際に公共ますを設置するケースがほとんどであるが、その件数が少なかったことが要因であるとの答弁があった。

②下水道マンホールポンプ通報装置更新工事の内容はとの質疑に、下水道管を維持管理する上で下水道管の埋設位置が地表面からあまり深くないように汚水をくみ上げるポンプがマンホール内に設置されており、町内に15か所ある、このポンプに異常が発生した場合に異常を知らせるための通報装置があり、設置後15年以上が経過し老朽化していることから、令和2年度より順次更新工事を進めている、通報装置については令和3年度で全ての更新を終える予定であり、引き続き老朽化しているポンプの更新を行っていく計画であるとの答弁があった。

③下水道マンホール蓋更新工事の内容はとの質疑に、経年劣化によりマンホールの内側や開閉部分の金具等が腐食し、開閉が困難になっていた6か所のマンホール蓋の更新工事を実施したとの答弁があった。

④昨年の決算委員会では前処理場の今後について答弁されている、また都市計画マスタープランでは、前処理場の場所に林田川の河川環境軸としての自然環境の保全活用、新たな公園配置の検討とあるが、昨年の決算委員会以降、何か進展はあったかとの質疑に、兵庫県内での各下水道事業体の経営が厳しい状況の中、経費削減を図るための広域化や共同化等を検討する会議が県主催で昨年度より開かれている、令和2年度は新型コロナウイルスの関係もあり会議が開かれなかったが、関係市町と広域化や共同化による経費削減について引き続き検討していきたい、一度に全てが解決するようなことはできないが、薬剤の共同購入など、少しでもスケールメリットが働くようなことができないかなどを検討していきたいとの答弁があった。

⑤損益計算書では営業収益が約4億8,100万円、減価償却費が約6億1,000万円で、減価償却費も賄えないような収入になっている、このような状況の経営を一体いつまで続けられると思われるかとの質疑に、使用料収入の低迷も続いていく中で営業損失は継続して出ている、また今後耐用年数を迎えていく下水道施設の更新投資の増加も見込まれることから、抜本的な収支改善を図る必要がある、料金改定によって収入を増やすことは避けて通れないものと考えているとの答弁があった。

⑥定期預金利息が38万1,044円とあるが、その元金は幾らかとの質疑に、2億円を預け入れしており1年で利息が0.19%である、現金4億4,300万円のうちの2億円が定期預金であるとの答弁があった。

⑦賃借料を払っている2か所の土地の面積はとの質疑に、JR電車基地等の敷地内に下水道管

を布設しており、J Rに賃借料を払っている、面積は1つが153平米、もう1つが3.5平米で合わせて156.5平米である、もう1つは常全にあり、皮革工場の皮革排水を前処理場に流すための管を埋めている岩浦土地改良区の水路管理敷地の土地である、面積は410平米であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上です。

○議長（中島貞次） 以上で総務経済建設常任委員会委員長松浦崇志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第7号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第17 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（中島貞次） 日程第17、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回太子町議会定例会（第494回町議会）を閉会します。

（閉会 午後5時48分）

~~~~~

**議長挨拶**

○議長（中島貞次） 閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8月30日の招集以来、本日までの26日間でしたが、この間、議員各位には一般会計等の決算認定をはじめ、条例の制定、各会計の補正予算、人事など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。特に、一般会計決算委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的に御審議を賜りました御労苦に対し、重ねて謝意を表する次第でございます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に寄せられました御協力に謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

間もなく10月を迎え、秋の気配を感じる季節となつてまいりますが、議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町勢発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げ、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和3年第4回太子町議会定例会（第494回町議会）が閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る8月30日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意案件をはじめとする各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます。さらに、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

暑さもようやく去り、木々の葉も日ごとに秋色が濃くなり、朝夕は涼しさを感じる心地よい季節を迎えました。議員各位におかれましては御健康に御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 沖汐教育長より発言を求められておりますので許可します。

~~~~~

#### 教育長挨拶

○教育長（沖汐守彦） 3月25日、3月議会で辞職表明をして以降、教育委員会の独立性の堅持、このことについては大変厳しい対応をしております。その結果、誠意のない、あるいは行き過ぎた報道もあったのではないかと感じております。そのことについては、改めてこの場でおわびを申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。ただ、教育長として教育委員会の独立性の堅持、この思いの中で出た言動であったことは御理解いただければ幸いです。

前寺田教育長さんの残任任期ということで2年6カ月、コロナ禍の中で学校現場の教職員の皆さん、あるいは関係者の皆さん、あるいは保護者、町民の皆さんの御支援、御協力によって今日を迎えることができいております。また、町長、副町長、あるいは部長の皆さん、幹部職員をはじめとして各課の職員の皆さん、とりわけ教育委員会の職員の皆さんの御支援、御協力によって今日があります。改めて感謝を申し上げます。

最後に、藤澤元議長さん、あるいは玉田前議長さんをはじめとするここにおられる議員の皆さん、議会の総意として今回の混乱、いろんな面で御心配をかけたたり仲介に入っていたりしましたけれども、今日までそれぞれの双方は双方なりに鋭意努力をしておりますが、今日まで残念ながら和解には至っておりません。今後、和解に向けて努力も積み重ねながら、また新たな体制の中で車の両輪として太子町の教育行政あるいは町行政がさらに充実しますことを祈念しますとともに、今回いろんな面で和解に向けて尽力いただきました皆様の御努力に感謝とおわびも含めてさせていただいて、退任の御挨拶とさせていただけたらなと思っております。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

(新) 太子町議会議長 中 島 貞 次

(旧) 太子町議会議長 玉 田 正 典

太子町議会副議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 吉 田 正 之

署名 議員 長 谷 川 正 信